

免許更新制の運用に係る関係団体からの意見

意見聴取団体

No.	団体名	提出
1	全国連合小学校長会	
2	全日本中学校長会	
3	全国高等学校長協会	
4	全国定時制通信制高等学校長会	
5	全国特殊学校長会	
6	全国国公立幼稚園長会	
7	日本私立小学校連合会	
8	日本私立中学高等学校連合会	
9	全日本私立幼稚園連合会	
10	全国都道府県教育長協議会	
11	全国市町村教育委員会連合会	
12	指定都市教育委員・教育長協議会	
13	全国都市教育長協議会	
14	中核市教育長連絡会	
15	全国町村教育長会	
16	日本教職員組合	
17	全日本教職員連盟	
18	日本高等学校教職員組合	
19	全日本教職員組合	
20	全国教育管理職員団体協議会	
21	社団法人国立大学協会	
22	日本教育大学協会	
23	公立大学協会	
24	全国公立短期大学協会	
25	日本私立大学団体連合会	
26	日本私立短期大学協会	
27	社団法人日本PTA全国協議会	

参考提出
 関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会
 日本教育社会学会

平成19年10月26日

中央教育審議会教員養成部会
教員免許更新制等ワーキンググループ様全国連合小学校長会長
池田 芳和

「教員免許更新制の運用について」に関する意見

貴ワーキンググループにおきましては、教員免許更新制の運用について、精力的に制度の運用の在り方を検討されていることに対し、深く敬意を表します。私ども全国連合小学校校長会としても、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正を受けての教員免許更新制の円滑な実施に向けて協力していく所存ですが、現場をあずかる責任者として、下記について意見を表明いたします。

記

- 1 有効期間の更新及び更新講習終了確認の在り方
 - (1) 「免許状更新講習の受講対象者及び免除対象者」について
 - ・受講対象者については適当と考える。
 - ・その免除対象者について
「優秀教員表彰者」を免除対象者とするについて、優秀教員の判断は、教員評価制度を積極的に活用する方向で考え、校長及び地区教育委員会の評価を最優先して、上位評価を受けた教員をできるだけ多く優秀教員として認め励ましていただきたい。
 - (2) 「初回の修了確認期限の設定の方法」について
 - ・旧免許所持者について、満35歳、45歳、55歳と年齢で修了確認期限を設定したことは、適当であると考え。
 - (3) 「有効期間の延長及び修了確認期限」の延期
 - ・更新制を導入している他の免許制度を踏まえての規定であり、適当である。
- 2 免許状更新講習の在り方
 - (1) 講習の開設認定要件
 - 講習の開設者
 - ・受講対象者は、交通条件の困難な地域でも、本務を遂行しながらの受講となる。
従って、例えば一部の内容について、地区での開設を認めるなど、へき地勤務の受講者の負担軽減を考えていただきたい。
 - 講習の内容
 - ・学校種、教科に応じた講習内容に加え、教師は経験年数や世代によって校内で果たす役割が変わる。よって、年代別の講習も用意していただきたい。また、教員の主体的な参加を促すためにも、選択の幅をもうけていただきたい。

(2) 講習の実施の在り方

- ・講習の実施方法について、受講者負担の軽減と現職研修との整合性を図ることの観点から、10年目研修等の内容で読み替え可能なものは受講内容として認定するようにしていただきたい。

(3) 講習を受講すべき期間

- ・2年2ヶ月とすることについては短いと考える。
小学校においては、土曜授業、長期休業期間の短縮、長期宿泊体験など、講習会が開催を予定されている期間であっても時間を生み出すことが困難な教員もいる。特に、力のある教員ほど学校、児童から離れられない現実がある。また、山間僻地に勤務する教員は、数時間受講するにも、移動の時間に相当費やすこととなる。よって、3,4年と、受講期間に余裕を持たせてほしい。

(4) 複数の免許状を有するものの更新の在り方

- ・30時間の講習を修了することで、全ての免許状の有効期間が更新されることとすることは適当であると考える。

(5) 修了認定の在り方

- ・目的が、教師のその時々が必要最低限の知識技能の習得であり、不適格教員の排除を直接の目的としないのであれば、修了認定において評価基準に達しない者についての再受講、再試験を受ける猶予期間を設けていただきたい。

3 その他配慮すべき事項

(1) 講習の費用負担の在り方

- ・個人の資格に関することであっても、勤務を要する日における受講となることもあるので、その取り扱いや、旅費、受講費用などは国が予算化するなど、本人負担を出来るだけ軽減する方向で検討願いたい。

(2) 必要な配慮

- ・へき地勤務者、障害者の受講に関して、十分な配慮をお願いしたい。

(3) 教員以外のものの採用についての配慮

- ・特になし

(4) 講習の講師等に対する適切な措置

- ・特になし

(5) 制度の周知

- ・現職教員はもちろん、教員がその期間現場を離れることに対し、保護者などに対しても、記されているような様々な方法で趣旨の徹底をお願いしたい。

(6) 現職研修との整合性の確保

- ・是非お願いしたい。

平成 19 年 10 月 26 日

文部科学省初等中等教育局

教職員課長 大木 高 仁 様

全日本中学校長会会長 草野一紀

教員養成部会ワーキンググループ「教員免許更新制の運用についての
検討経過（案）」に関する意見の提出について

標記の件について、全日本中学校長会として以下のように回答いたします。

1 免許状更新講習の受講対象者及び免除対象者について

(1) 受講対象者

将来教員となる可能性がある者の採用への道を閉ざさないためにも、受講対象者の幅を広くとることは好ましいと考えます。案に賛同します。

(2) 免除対象者

免除対象者について学校現場にご配慮をいただいた案であり、まずそのことに感謝いたします。

教員を指導する立場にある者については、おおむね妥当な選択と考えますが、次の点については検討を希望します。

「講習の講師となっている者」については表現があいまいです。この講習は免許状更新講習だけを指すと考えられますが、次のように範囲を広げるべきと考えます。

「免許状更新講習の講師となっている者及びそれと同等以上の識見を有すると都道府県教育委員会が認めた者」

具体的には、都道府県教育委員会が認定し、都道府県の研修センター等の主催する研修の講師として実績を有する者が考えられます。

「人事考課による勤務実績優秀者は、公表を前提とするものではなく・・・今後の課題とすることが適当である」とされています。確かに、人事考課は現状で未実施の県もあり、実施から年数が経過しておらず完全に定着しているとは言えない自治体もあるのですが、これについては以下のような提案をいたします。

「都道府県教育委員会が認める研修センター等の一定の研修を受講、修了した者で、勤務実績が優秀であると所属長が判断した者」

2 初回の修了確認期限の設定の方法について

(1) 新免許状の取得者について

更新時期に、10年経験者研修が重複します。したがって、今後10年以内に10年経験者研修の見直しを図ることが望まれます。

(2) 旧免許状の所持者の修了確認時期について

案に示された35歳、45歳、55歳が最も適切と考えられるので、基本的に賛同します。しかし、ごく少数ではあっても次頁の表のように、10年経験者研修と講習が定期的に重複する者も生じます。

10年経験者研修と講習が重複する者については、特例措置として10年経験者研修の実施時期に幅をもたすことをご検討いただきたい。

- ・平成11年3月31日に23歳で免許状を取得した者で経験11年目に10年経験者研修が該当する者
- ・平成12年3月31日に24歳で免許状を取得した者
- ・平成13年3月31日に25歳で免許状を取得した者で経験10年目に10年経験者研修が該当する者

講習時期と10年経験者研修の時期

年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
年 齢	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
10年研 の実施時 期	取	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
		取	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
			取	1	2	3	4	5	6	7	8	9		

- ・表中の「取」は、その年度に免許を取得したことを示す。
- ・ は、その年度が10年経験者研修の該当年度を示す。多くは11年目の実施実であるが、10年目に研修を課している県もある。

3 免許状更新講習の在り方について

(1) 講習の開設認定要件

講習の開設者

案に賛同します。

教員養成部会においては、認定課程を有する大学に限定するべきであるとの意見も出されていますが、学校の現状や指導にかかわる学校のニーズについては、大学よりも都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会の方がより正確に把握しています。大学だけで現場のニーズに応えられるとは思いません。最新の知識技能といっても、学問上の意味ではなく、あくまで学校での指導内容にかかわる内容でなければなりません。

都道府県教育委員会が主管する教員研修センターや、独立行政法人教員研修センターは、指導内容・方法にかかわる研修の蓄積があり、更新講習の開設者としてふさわしいと考えます。

また、地域によっては都市部と比べ大学の数が少なく、該当教員が講習を受講しにくいということもあり、開設者を増やすことが受講者の負担を軽減することにもなります。

講習の講師

講習の質の確保のために講習の事前事後に評価を実施することも含めて、案に賛同します。

講習の内容

基本的には案に賛同しますが、教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項については、新しい素材を活用による教材開発、評価方法の工夫・改善、授業における情報機器等の活用、SST（ソーシャルスキルトレーニング）などが考えられます。この内容は免許更新制の導入の目的である指導にかかわる知識技能のリニューアルに該当する内容であり、内容が貧弱であると講習の実施意義が問われることとなります。具体的な内容については、「その時々が必要と認められるものについて、毎年検討を行うこととし、その都度周知を図ることとすべきである。」と案にありますが、是非、検討する委員会等の組織を立ち上げ、学校現場のニーズも把握しながら行っていただくよう希望します。

全員が必ず受講すべき事項である「教育の最新事情に関する事項」については12時間、「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」については18時間という時間の配分は妥当であると考えます。

(2) 講習の実施の在り方

修了認定試験を除き、通信、放送、インターネット等を活用した講習の実施も妨げないという案に全面的に賛同します。

講習の質の確保

講習の実施前に受講者の課題意識等を調査し、その結果を講習の指導において配慮する努力を行う

講習実施後、受講者にアンケート調査を行う等により講習を評価し、その評価結果をすべて公表する

案に示されたこの2点は、講習の質の確保のために必要であり、是非とも実施をお願いしたいと思います。

(3) 講習を受講すべき期間

案は妥当であり、賛同します。

(4) 複数の免許状を有する者の更新の在り方

「複数の教諭の免許状を有している者であっても、30時間の講習を修了することにより、すべての免許状の有効期間が更新されることとすることが適当である。」とする案は、小中一貫教育校や中高一貫校が増加している現状にも見合った極めて妥当であると判断します。

(5) 修了認定の在り方

修了認定の基準

主旨は理解できますが、「最低限の理解」という文言は表現として適切でないと考えます。

「・・・到達目標に掲げる内容についての理解が、おおむね満足できると認められる水準である場合に行うこととする」のように改めるべきであると考えます。この場合、

別紙に示された評価基準（案）については次のようになります。案は5段階ですが、講習時間がそれほど多くない項目の認定に5段階もの評価が適切とは思えません。3段階が妥当と考えます。

評価基準の例

評価	点数	評価の定義
A	80点以上	当該事項の到達目標について、その達成度が十分満足できる水準にある
B	60点以上 80点未満	当該事項の到達目標について、その達成度がおおむね満足できる水準にある
C	60点未満	当該事項の到達目標について、期待される水準に達していない

修了認定の方法

講習の修了認定には、認定試験を行うことが国会審議においてもなされていることから、試験を実施することはやむを得ないことと思います。しかし、受講者の履修が必修となっている項目内容については、同一に近い水準で実施することが可能であっても、選択制の講座の履修内容については、試験の水準を同一に保つのは極めて困難であると思います。また、内容によってはペーパーテストではなく、パフォーマンステストの形式が妥当な講習もあると予想されます。案ではこのことも想定していますが、多数の受講者の一人ひとりに実技を課し、それを評価するのは効率的とは言えません。次のような方法を提案します。

「教育の最新事情に関する事項」については、原則としてペーパーテストを実施し、その結果によってとし、修了認定を行う。

「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」については、基本的には受講者が講習終了後、一定の期間内に提出する受講報告書の評価をもって修了認定を行う。

4 その他配慮すべき事項

(1) 講習の費用負担の在り方

教員免許が個人の資格ではあっても、免許更新講習は知識技能のリニューアルであり、教員の資質の向上が目的です。最終的には教育の質の向上がねらいである以上、個人の負担に帰すべきではないと考えます。認定試験の受検料については理解できます。

案でも示されたように、国は平成21年度の概算要求において必要な予算の確保に努めるべきであるし、地方自治体も同様の責を負うと考えます。

(2) 他の内容についてはおおむね賛同致します。

現職研修との整合性の確保についても言及していただいたことに感謝します。

全高長 第 64 号
平成19年10月26日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教員養成部会部会長様

全国高等学校長協会
会長 島宮道男
(公印省略)

免許更新制の検討WGへの意見

「教員免許更新制」が決まりましたが、学校現場からは多くの疑問が寄せられています。

「更新研修」案が「10年研修導入」で終わった中教審答申が、数年後の昨年、その「更新研修」が蘇ったこと、一方、「教員の資質向上」を謳いながら、その実「人事管理の厳格化」が底流にあるのではとの懸念等、現場には釈然としないものが残っています。

法改正後、貴WGが「教員免許更新制」の細部について検討を進められるにあたり、下記の項目等にご高配下さるようお願いいたします。

記

社会や子ども達の変貌が大きいことから、現職教員が日々の教育活動の中で子どもや社会への理解を深め、指導技術を習得・向上させることが不可欠であることは言うまでもありません。

しかし、この教員免許更新制度は、教員の世代交代が進む中、教育界への新規参入希望者に対し、大学で単位修得して免許状は交付されたが、「10年間しか身分保障されないなら」と他の業界に進路変更する誘因になるのではないかとの危惧を抱かせます。

「教育は国家百年の計」とは言い古されたことばですが、教育を取り巻く環境変化の影響を矮小化して、学校に多くの課題を背負わせ、その解決に経済や効率の視点が強調されすぎると、職の魅力は奪われ、優秀な人材への吸引力を失います。

多額の費用を投入して教員免許更新を実施するなら、次代を担う日本人育成のための「優秀な教員」育成を目指し、学校現場で力を発揮できる研修内容を望んでやみません。

1 「教員免許更新研修」と「10年研修」との関連性について

「10年研修」は実施実績もあり、それなりに評価されています。加えて「更新研修」導入は、設定時期にもよりますが、長期休業期間中は勿論、土日も、所属教員数が少ない学校では、授業・学力向上（補充）のための補習・部活動指導等に大きな影響が出ます。在校生に好ましくない影響が及ぶようでは研修が本末転倒になります。

現在教員は、教育委員会等主催の研修計画に基づき、初年次・3年次・5年次等の研修を受講しています。該当10年間のこれら研修成果を一定程度「免許更新研修」

の一部として繰り入れることを要請します。

更新研修に際しては、評価基準を明確にした上で、免許状更新講習開設者から学校現場への一部研修委任を可能にする等も併せて検討して下さるよう要請します。

実技・実習等は学校現場研修等の方が効果的な場合もあります。また、その際複数校共催等、現場に即した柔軟な研修体制採用もご検討下さい。

2 「免許状更新講習開設者」について

例示された ~ についても、有効な研修を実施するだけのスタッフを揃えている等、一定の基準をクリアしているかどうかの事前審査は必要と思います。

現代的ニーズに対応できることを更新研修目的とするなら、単一の開設者に限定することなく、複数の受講機関での研修を受講者に求めることもあり得るでしょう。

評価基準の明確化・適用の厳格化が前提条件となりますが、受講者が、大学・教育委員会・研修センター・IT・学校現場等複数の研修の場を選べる方が、選択の機会・水準・費用対効果等にメリットがあるのではないのでしょうか。

3 講習の受講対象者・免除対象者について

管理職研修は各教育委員会主催で毎年何回か実施されていると思われるので、代替機能は他で保障されており、免許更新研修は不要かも知れません。

しかし優秀教員や、勤務実績や他での研修実績を評価される者も、全面免除ではなく、部分免除の扱いにする方が、不公平感の払拭には効果的と考えます。

免除対象者はいて当然と思いますが、教育はチーム・ワークです。結果として構成員の意欲をそがない研修の形を模索して下さい。

4 修了認定について

成績評価で、ある大学の例として、点数が併記してありますが、実習などは点数化困難ではないのでしょうか。グレードと読み替えるのでしょうか。

この例での「評価C」と「不適格教員」との関連はどうなりますか。また「F」評価で再チャレンジする際の身分保障をどうするのでしょうか。

基準についての関係機関間の共通理解が必要です。

また「指導力不足教員」と言われる人たちも、その原因は本人要因のみでなく支援体制不備のケースが多く存在するように思います。

排除の方向だけでなく支援に力点を置くことも資質向上に貢献すると考えます。現職教員研修推進の一方、ウツ及びウツ予備軍教師へのサポート策の実現を要請します。

5 その他

更新研修は現職対象とあるので、小規模校・私立校などからは、講師の扱いについて質問が多数寄せられています。

講師無しでは運営不能な学校も多々あるので例示を要請します。

平成 19 年 10 月 26 日

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教員免許更新制等ワーキンググループ 御中全国特別支援学校長会
会 長 三 苫 由 紀 雄

ワーキンググループ委員の皆様におかれましては、教員免許更新制度等につきましての精力的なご検討に心から敬意を表します。また、本会にこのように意見を述べる機会をいただきましたことに感謝いたします。これまでの検討経過に基づき、本会としての意見を以下のとおり述べさせていただきますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

教員免許更新性についての意見

1.有効期間の更新及び更新講習修了確認の在り方

受講対象者及び講習の免除対象者については、検討の経過のとおりと考える。免除については、教員の業績評価等を反映することも考えられる。

2.免許状更新講習の在り方

講習の開設者については、最新の情報を提供できる大学や独立行政法人とし、また、放送大学を活用し離島や山間部等の僻地で勤務する教員の講習の機会を確保していただきたい。さらに、多くの教員が受講することになる学校現場の状況を踏まえ、学校運営に支障なく受講できるような配慮を願いたい。

内容については、常に最新の内容で実施するために毎年検討を行うことが重要である。本会としては、講習の内容として特別支援教育の内容を位置づけることが重要であると考え、最新事情に関する事項だけでなく、教科指導、生徒指導等の事項においても選択可能な内容として充実を図っていただきたい。

受講期間については、検討のとおり、2年程度の期間で質の高い充実した内容で余裕を持って受講できる。

特別支援学校教員は、基礎免許に加え特別支援学校教員免許等複数の免許を有しているものが多い。これらの教員が専門的かつ最新の内容を受講できることと共に過重な負担にならないよう30時間の講習の修了で両免許状の更新が認められるという方向で検討を進めていただきたい。

修了認定については、基準等の全国的な標準化を図るための工夫が必要であり、不適格な教員には、指導力の向上等を図るため厳しい対応をすることも必要であると考え。

3.その他配慮すべき事項

費用負担については、個人資格ではあるが現職には教育上の要請という点を考慮し、負担軽減を図るための措置を講ずることで講習の円滑な実施が図られると考える。しかし、個人資格であり、個人負担でなければ一般の理解は得られないという考え方もある。国民の意向を考え検討を進めていただきたい。

障害のあるものが受講することを考え、障害の状態に応じた配慮が重要である。

現職研修、特に10年経験者研修との整合性を検討していただき、現場への負担軽減を図っていただきたい。

平成19年10月26日

文部科学省

初等中等教育局教職員課 様

全国国公立幼稚園長会

会長 岡上直子

「教員免許更新制の運用についての検討経過（案）」に関する意見について

教員免許更新制運用の件につきましては、全国国公立幼稚園長会・都道府県会長会（去る平成19年9月14日開催）に於きまして、文部科学省初等中等教育局教職員課長様のご講話の後、全国各都道府県より寄せられました免許更新制導入に伴う質問・意見に逐一ご回答・ご説明いただいたところでございます。

この度、「教員免許更新制の運用についての検討経過（案）」が示され、それに関する意見が求められました。

前述の会議と重複する部分もありますが、以下に本会の意見を述べます。

1 制度の周知徹底を図っていただきたい

教員免許状は、教職についている者にとって仕事の資格を証明する重要なものです。その免許状を更新できるか否かは、生涯仕事をしていけるか否かを左右するものであり、更新制度に関する情報が正確に伝えられ、全教員が十分理解するとともに、都道府県によってその内容理解・実施に差がないようお願いしたいと思います。

そのためには、更新制度導入について、各都道府県、市区町村等、教員採用の自治体にもしっかりと制度の周知徹底を図っていただきたいと考えます。

その際、特に以下の点の周知についてご配慮願います。

- ・ 現在行われている10年目研修と違うということをはっきり示していただきたいと思えます。10年目研修を受けている者が、免許更新講習を受けなくていいと捉え違いしないように、周知を工夫する必要があると考えます。
- ・ 「30時間の講習」ということが一人歩きし、とても重荷に感じている教諭が多い状況です。そこで、30時間の講習とは、2年間で5日間（1日に6時間受けた場合）であることを強調していただきたいと考えます。
- ・ 2年間で30時間の講習ですが、30時間の内訳をどう組み立てるか、各教員の勤務状況において様々な受講パターンが可能になるように考慮していただきたいと考えます。

例 2年間で 1日6時間×5日または、1日3時間×10日受講、

1年目に 20時間受講し、2年目に 10時間受講、等

2 受講対象者の確認について

- ・ 現在、認定子ども園など、自治体によっては幼稚園・保育所の一体化に関する様々な形態での幼稚園運営が行われている現状があり、今後も増加が想定されます。

したがって、P4に示されているように保育士の受講を可能にすること、またその受講対象者であることの証明書について、国が統一的な様式を示すことが、是非必要と考えます。

3 講習の免除対象者について

- ・ 講習を免除される者と免除されない者があると、学校運営が難しくなることも想定されます。免除される・されないで不公平感を持つことがないよう、誰の目にも明らかな基準が必要と考えます。基本的には、教員免許更新にはすべての対象者に受講を義務づけるべきと考えますが、対象者の内特に優秀な者についての例外的措置として、免除規定を明示してはどうかと考えます。例えば、「優秀教員表彰」についても、また「教員を指導する立場にある者」についても、その範囲、指導力、指導実績など、できるだけ具体的に例示し、認定などで格差が生じないような基準づくりをしていただきたいと思います。また、受賞後10年以内という期限設定も有効だと思います。

- ・ P6の(b)教員を指導する立場にある者のうち指導教諭については、幼稚園は小規模な園が多く、新規採用教員が配置されると、同学年の教諭は力量の如何にかかわらず必然的に指導教諭となります。2学級園においては、他学年であっても同様です。したがって、このような場合、一律に指導教諭を講習免除とすることは不適切と考えます。

また、講習の講師とは、免許更新講習の講師に限定するのか、他の講習の講師も含むのかが不明です。他の講習の講師となるとレベルがあいまいになるので、明示する必要があると考えます。

4 講習の開設認定要件について

免許更新制の成否は、講習が意義あるものとなるか否かにかかっており、講習の質の確保が重要であると考えます。そこで、いくつかの疑問やお願いしたい工夫について述べます。

- ・ 校種・教科によって、教員に必要な資質は多様であり、講習の開設者を大学以外に認めることも必要と考えます。しかし、NPO 法人や営利法人の認定については、独特・特殊な指導を中心とした法人等が開設主体となることのないよう、審査の基準を明確にして講習の質の確保を担保する必要があると考えます。
- ・ 講習の講師について、退職教員が例にあがっていますが、P13～14 に示されているように「古くなったもの、あるいは10年前にはあまり取り扱われていなかったものを修得し直す」という目標を考えたとき、講師として適切であるか疑問があります。退職教員を多

用すると、教師としてのあるべき論ばかりを学ぶことに重点が置かれる恐れがあります。退職教員を活用する場合には、特に専門性が高く、その人の専門的知識・技能を後進の教員に伝えたい場合に限定したほうがよいと考えます。

5 講習の内容について

- ・ 講習の内容については、受講者の興味関心を喚起し、知識技能の修得に確実につながるためには、10年目、20年目、30年目でニーズが違います。また、管理職の立場からは、幼稚園教諭の場合、20年目、30年目の教員には、新しい教材開発、指導方法の見直しなどが必要な場合が多いように思われます。ある程度経験をつんできて、自分なりの教育方法が型にはまりだした時期に「古くなったもの、あるいは10年前にはあまり取り扱われていなかったものを修得し直」し、それぞれの時代の子どもの実態に応じた教育活動が展開できるような研修が必要と考えます。その意味では、教員のニーズだけでなく、管理職から見たニーズへも配慮し、講習の内容を目標別に開設していただきたいと考えます。
- ・ 講習内容には、今、現場で必要な特別支援教育、保護者対応、学校評価等の内容も取り入れていただきたいと思います。
- ・ 免許更新講習には、個々の教諭がしっかりと問題意識をもって受講し、学校種の違う教諭同士課題をぶつけ合い学んでいくことにも大きな成果と意義があると考えています。講習の内容については、各校種で十分に検討し、同時に、学校種によって講習の種類に大きな差がでないよう配慮してほしいと思います。
- ・ 講習には、必須講習と選択講習との両方を取り入れ、それぞれの受講時間数(取得単位数)を明確にしていきたいと考えます。

6 その他

- ・ 免許更新認定制度のための講習ですので、「到達目標に照らし、最低限の理解が得られて」いれば修了認定するとされていますが、講習を受ける教員の立場からすると、「古くなったもの、あるいは10年前にはあまり取り扱われていなかったものを修得し直す」ためには、教員自身の知識・技能を超える新しいものに出会うことであり、すでに知っていることを復習するような内容では、関心意欲を高める講習内容とは言えず、更新制度のために受ける義務感による受講となります。そこで、講習内容の充実・質の確保を重ねてお願い申し上げます。
- ・ 講習受講に伴う旅費の支給がないことは理解しました。講習料については、若干の個人負担があることはやむを得ないと考えますが、その額に自治体間格差があまりに大きくならないよう、国レベルでの負担を検討していただきたいと考えます。

平成19年10月26日

「教員免許更新制の運用についての検討経過（案）」に関する意見

日本私立小学校連合会

現行の免許や研修制度の成否について、十分な議論・検討・検証がなされないまま、教員に係わる重要な免許制度を、急ピッチで強行する事に強い疑問を持っている。この制度が導入されれば、教員はどのように評価されるか分からず、不安とともに10年ごとに失職の可能性も生まれ、教員に新しい挑戦への意欲を失わせ、むしろ保身に走らせる事になりかねない。学校の中で起きている諸問題は、その原因が学校内にあるだけではなく、社会の諸問題が反映されていることが多く、その責任を教員だけに求めるのは間違っている。その認識を変え、学校は社会の縮図ということも十分考慮すべきではないか。

小学校は、「毎日々々目の前の子どもたちの状況を踏まえて、各学校の実態に即して臨機応変に判断する教員が必要で、その様々な学校の営みが学校の活性化につながる」と考える。即ち一人ひとりの教員が自ら考えるとともにお互いに協議・協力して学校の活性化に努めるという教員が、減るという懸念が考えられる。

さらに、全国一律の基準で教員免許講習が実施されれば、自分自身で判断し行動することができる創造力豊かな教員は減り、それらの教員によって教育される子どもたちへの影響ははかりしれない。全く状況の異なる教員たちに、全国同一的な講習をしても全く意味がない。

私立小学校は、学校法人・学校・私学関係団体が責任を持って教職員の真摯な研究と修養を日常的に行っている。さらに、つね日頃から保護者からは当然のこと地域社会からも厳しいアセスメントを受け、免許更新制を待つまでもなく教員として適格者であることは、当然なこととなっている。

教員免許更新制の制度設計と運用にあたっては、こうした私立小学校教員の立場に十分配慮し、柔軟な対応を求め、下記の通り意見を申し上げる。

記

1. 私立学校に対応した制度設計および運用

提案されている「教員免許更新制の運用についての検討経過(案)」は、公立学校及び公立学校教員を主たる対象として制度設計されており、学校法人、私立学校、私立学校教員に配慮したもののへの改善を、別途の運用方法導入をも視野に入れて、ご検討願いたい。

2. 更新講習の内容

内容については、教育の最新事情に関する事項、教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項が示されているが、更新制の目的を実現させるための妥当性や信頼性が充分とはいえないのではないかと。できるだけ幅広いものとし、文部科学省や大学の机上での論議だけで決めるのではなく、現場で必要としているものを取り入れるべきであり、それぞれの地域や学校種、公私別での裁量権を大幅に認める必要がある。

とくに、私立学校については、公立学校とは異なる独自の内容も織り込まれる必要があると考える。さらに、私立学校関連の講習の講師については私立学校の独自性を認めること、とくに私学教育に関わる内容については、私学教育経験者であることは論を俟たず、「文部科学大臣が適当と認める者」として配慮すべきである。

3．更新講習の免除対象者

「勤務実績が良好で講習を受講する必要がないと認める者」を柔軟に考え、とくに教育現場からの判断を重視する必要がある。私立学校の場合は、実際に、児童のためになる教員であることを第一義的に判断できるのは、校長であり、校長裁量による免除の制度を検討する必要がある。

また、「優秀教員」の定義も、公立学校が、都道府県教育委員会が認めた優秀教員を免除対象者とするのであれば、公私間の公平性を担保する意味で、私立学校もそれぞれの私学団体によって優秀教員を認めることも必要である。

4．経費負担の軽減

講習受講者の受講料及び交通費等の経費については、負担軽減の措置を講ずるよう取り計らうべきである。

5．受講機関の保証

私立学校教員が更新講習機関を選択するに当たり、とりわけ大都市圏よりも受講機関の数が限られることが懸念される地方においては、公立学校教員に比して不利になることのないよう、受講先機関の確保に配慮を求めたい。

6．更新講習の開設者

開設者は、大学と指定教員養成機関が中心となることは当然だが、理念としての教育の地方分権化が進むべき中での、授与権者の都道府県教育委員会や、各自治体の教員研修機関などが担当できるようにしておく必要がある。

私立学校教員については、日本私学教育研究所が例示されており、私立学校としての更新講習を検討することができることを善しとするが、例えば私学団体等への連携も含めて、各地での開設の可能性を残すべきである。

7．採用者の確保

優秀な教員を確保することは、単に学校だけでなく国の将来を左右する重要事項である。この点から鑑み、免許取得後教職に従事していない社会人経験者などについて、採用を促進する意味からも配慮が必要である。

8．業務・学校・児童への影響

教員の本来の業務に影響を与えないよう運用して頂きたい。また、制度の運用に当たっては、例えば、受講・免許更新に伴い新たに学校法人・私立学校等に発生しうる事務の明示と関係経費負担等の問題について、学校現場の意見を十分に汲み上げて策を講じられたい。そして、何よりも児童・生徒たちへの影響があってはならないと考える。

以 上

平成19年10月26日

「教員免許更新制の運用についての検討経過(案)」に関する意見

日本私立中学高等学校連合会

教員免許更新制は「より高度で実践力のある教員を養成する」ためのものとされているが、その運用したいでは制度の本来から外れいわゆるマニュアル依存型の教員をつくり出すことが危惧される。さらに、全国一律の基準で実施されれば自分で判断し行動できる創造力豊かな教員は減り、それらの教員によって教育される生徒たちへの影響は必至である。

教員は、「最新の知識技能の修得を図り、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ること」(更新制の目的)の実現のために、『10年とはいわず』、免許更新のための研修に陥ることなく日々研鑽を積んで、日本の将来を担う子どもたちを支援し、育むための努力を続けていくのはいうまでもない。教員免許更新制は、教員たちの資質や能力をさらに向上させるために役立てられるべきものであって、それを阻害するようなことがあってはならないと考える。就中、私立学校の教員は、特色ある教育を目指す各学校法人の価値基準に従って任用されている。教員は、生徒及び保護者からは当然のこと、社会一般からも常に評価を受け、免許更新を待つまでもなく、適格者であることは教壇に立つための前提となっている。

教員免許更新制の制度設計と運用に当たっては、こうした私立諸学校教員の立場への十分な配慮と柔軟な対応を求め、下記の通り意見を申し上げる。

記

1. 私立学校に対応した制度設計および運用

提案されている「教員免許更新制の運用についての検討経過(案)」は、公立学校及び公立学校教員を主たる対象として制度設計されており、学校法人における私立学校、私立学校教員に配慮したものの改善を、別途の運用方法導入をも視野に入れて、検討願いたい。

2. 更新講習の内容

内容については、教育の最新事情に関する事項、教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項が示されているが、更新制の目的を実現させるための妥当性や信頼性が十分とはいえないのではないかと。文部科学省や大学の机上での論議だけで決めるのではなく、学校現場で真に必要なとすることができるだけ幅広いものを取り入れるべきであり、それぞれの地域や学校種、公私別での裁量権を大幅に認める必要がある。

とくに、私立学校については、公立学校とは異なる独自の内容も織り込まれる必要があると考える。さらに、私立学校関連の講習の講師については私立学校の独自性を認めること、とくに私学教育に関わる内容については、私学教育経験者であることは論を俟たず、「文部科学大臣が適当と認める者」として配慮すべきである。

3. 更新講習の免除対象者

私立学校により、それぞれの価値基準に従って採用された教員が適格か否か、講習が必要かどうかは、それぞれの学校法人の判断によるところが大きい。生徒たちに「My Teacher」であってほしい、と慕われ、信頼されている教員たちを排除するようなことは、あってはならない。

その意味からも「勤務実績が良好で講習を受講する必要がないと認める者」を柔軟に考え、とくに教育現場からの判断を重視する必要がある。私立学校の場合は、実際に、生徒のためになる教員であることを第一義的に判断できるのは、校長であり、校長裁量による免除の制度を検討する必要がある。また、「優秀教員」の定義も、公立学校が、都道府県教育委員会が認めた優秀教員を免除対象者とするのであれば、公私間の公平性を担保する意味で、私立学校もそれぞれの私学団体によって優秀教員を認めることも必要である。

一般的に言っても、机上の判断のみで、免除者を決めていいとは思えない。加えて講習修了認定試験の成績上位者が必ずしも「生徒のためになる」とはいえないことなども十分配慮すべきである。

4. 経費負担の軽減

講習受講者の受講料及び交通費等の経費については、負担軽減の措置を講ずるよう取り計らうべきである。

5. 受講機関の保証

私立学校教員が更新講習機関を選択するに当たり、とりわけ大都市圏よりも受講機関の数が限られることが懸念される地方においては、公立学校教員に比して不利になることのないよう、受講先機関の確保に配慮を求めたい。

6. 更新講習の開設者

開設者は、大学と指定教員養成機関が中心となることは当然だが、理念としての教育の地方分権化が進むべき中での、授与権者の都道府県教育委員会や、各自治体の教員研修機関などが担当できるようにしておく必要がある。

私立学校教員については、日本私学教育研究所が例示されており、私立学校としての更新講習を検討することができることを善しとするが、例えば各都道府県私学協会等への連携も含めて、各地での開設の可能性を残すべきである。

7. 採用者の確保

優秀な教員を確保するためには、免許取得後教職に従事していない社会人などの採用を促進するための配慮も必要である。

8. 業務・学校への影響

教員の本来の業務に影響を与えないよう常に子どもたちに配慮した運用をすべきである。また、例えば、受講・免許更新に伴い新たに学校法人・私立学校等に発生しうる事務の明示と関係経費負担等の問題について、学校現場の意見を十分に汲み上げて策を講じられたい。そして、何よりもこの制度が子どもたちのためのものであることを忘れてはならないと考える。事務などの煩瑣や講習により、教員本来の職務に支障が起こるようであれば本末転倒であろう。

以上

平成 19 年 10 月 26 日

中央教育審議会
初等中等教育分科会
教員養成部会 御中

全日本私立幼稚園連合会

**中央教育審議会教員養成部会教員免許更新制等ワーキンググループ
「教員免許更新制の運用についての検討経過（案）」に関する要望について**

私立幼稚園教育の振興につきましては、日頃から格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、この度は、中央教育審議会教員養成部会教員免許更新制等ワーキンググループ検討経過（案）を拝見させていただきました。『講習の開設者』に、（財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構を例示していただき、感謝申し上げます。関係各方面と十分調整の上、しっかりと使命を果たす所存です。なお、下記事項について格別のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

記

- 1．幼稚園教員免許の更新に関しては、幼稚園教育の特性に十分な配慮がなされた制度となるようご検討いただきますようお願い申し上げます。

以 上

教員免許更新制の運用についての検討経過（案） 意見書

全国都道府県教育長協議会

都道府県教育委員会は、教育現場を直接預かる立場であるとともに、免許管理者でもあることから、本制度の導入については、これまでも重大な関心を抱いてきた。

去る8月31日には、全国都道府県教育長協議会として、中央教育審議会教員養成部会において制度設計に関わる様々な懸念を含む意見表明を行ったところである。

今回はその趣旨を基本的に踏襲しつつ、より具体的な提案を含め、意見表明を行う。

まず、特に要望することは、本制度の評価・改善を行っていくための機関「(仮称)事業評価委員会」の設置である。

教員免許更新制度は、教育現場に非常に大きな影響を与える制度であることから、運用面、講習の効果面、さらには本制度の最終目標である教員の資質向上という観点から不断の改善・評価を行っていくことが必要である。

「(仮称)事業評価委員会」の構成については、当事者である国、大学(開設者)、都道府県教育委員会(免許管理者)、受講者代表等に加え、有識者とするのが適当であると考えます。

「(仮称)事業評価委員会」の活動は、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」附則第8条にある施行後5年を経過した時点での見直しに資するものとする。

次に、「教員免許更新制の運用についての検討経過(案)」に関する意見は下記のとおりである。

1 有効期間の更新及び更新講習修了確認の在り方

(1) 免許状更新講習の受講対象者及び免除対象者

講習の受講対象者

(受講対象者であることの確認)

- ・免許更新は、基本的に本人の責任においてなされるべきとの観点から、受講の申込みに当たっては、学校や教育委員会を通さず、直接本人が開設者の大学等に申し込むこととすべきである。
- ・受講対象者であることの証明の方法としては、任命権者である教育委員会などが在職証明書や採用内定証明書を発行するなどがあるが、業務合理化の観点から、所属長による証明も可とするなど、簡易な方法とすべきである。
- ・教員採用内定者に準ずる者については、「教育委員会又は国立大学法人若しくは学校法人の長が、今後教員として任用又は雇用される蓋然性のある者と

して認めた者」とあるが、任命権者・雇用者が任用・雇用の可能性を個々に判断することは難しく、現実的には、本人が教員として任用・雇用される意思を示すことで、受講希望を受け入れることになるので、当該証明書がなくても、保有する教員免許状を提示することで受講申請を認めるような手続方法を検討すべきである。

講習の免除対象者

- ・特になし。

(2) 初回の修了確認期限の設定の方法

- ・特になし。

(3) 有効期間の延長及び修了確認期限の延期

- ・特になし。

2 免許状更新講習の在り方

(1) 講習の開設認定要件

講習の開設者

- ・本制度の実施に当たり、受講機会の保障について強い懸念がある。教員養成課程を有する大学はもとより、多くの課程認定大学が更新講習を開設するよう働きかけるとともに、講習の開設を大学評価の対象とするなどのインセンティブを設け、積極的な促進策をとるべきである。
- ・特に、受講者が希少な分野への対応については、御指摘のとおり優れた講師陣と講習のノウハウを持つ、独立行政法人教員研修センターの関わりが不可欠である。さらに、独立行政法人教員研修センターが放送大学等と連携し、放送・通信・インターネットを通じ、あらゆる地域で必要な講習が受講できるようになれば、受講機会の保障に大いに役立つと思われる。山間へき地の受講希望者の負担も少なくなる。
- ・一方で、都道府県教育委員会は、教員に対する分限処分等の権限を持っており、そのうえに講習の修了認定等を行う権限を持つことは、修了認定が恣意的に行われる可能性について疑念を招くことも想定され、好ましくない。また、教員免許更新制度の成立の経緯を鑑みた場合、国として教員の資質を保証するという意義が重要であり、都道府県教育委員会が本制度に深く関与した場合、制度の意義及び妥当性について、国民の理解が得られないおそれがある。地域の実情等から教育委員会がやむをえず開設者になる場合も想定されるが、これは例外的なケースとして位置づけるべきである。

- (案) 独立行政法人教員研修センターが放送大学等と連携した講習イメージ
- ・ 教員研修センターでは、受講生のニーズに応じたプログラムを作成する。
 - ・ 放送大学等では、通信・放送等におけるノウハウと、全国ネットワークを生かし、学習プログラムを通信・放送・インターネット等で発信する。
 - ・ 受講者は自宅等で受講する。
 - ・ 修了認定試験については、放送大学等の主催により、各県複数箇所でも年3回程度実施する。
 - ・ 修了認定は、独立行政法人教員研修センターあるいは放送大学等が行う。

講習の講師

- ・ 特になし。

講習の内容

- ・ 特になし。

(2) 講習の実施の在り方

講習の実施方法

- ・ 前述のとおり、教員の受講機会を保障する上で、実施方法を多様化することは大変重要であるが、通信・放送・インターネット等による受講については、履修状況の確認が課題となる。これらの方法による受講の場合、レポートの提出等により履修の確認とするなど、柔軟な対応が必要である。

講習の質の確保

- ・ 特になし。

(3) 講習を受講すべき期間

- ・ 特になし。

(4) 複数の免許状を有する者の更新の在り方

- ・ 特になし。

(5) 修了認定の在り方

修了認定の基準

- ・ 特になし。

修了認定の方法

- ・ 特になし。

3 その他配慮すべき事項

(1) 講習の費用負担の在り方

- ・特になし。

(2) 必要な配慮(へき地、障害者等)

- ・放送・インターネット等の活用が求められる。

(3) 教員以外の者の採用についての配慮

- ・「有効期間の満了により免許状が失効していることや、修了期限までに更新講習修了確認を受けていないことのみをもって、教員採用試験を受けさせないこと及び採用しないことのないよう、教育委員会等の教員の任命権者に配慮を促すことが必要」とあるが、「教員採用試験において受験させないこと及び不合格とすることのないよう、」とするのが、表現上適切ではないか。

(4) 講習の講師等に対する適切な措置

- ・特になし。

(5) 制度の周知

- ・制度が整備されていく中で、受講予定者等からは常に最新の情報が求められており、都道府県教育委員会ではその対応に苦慮している。文部科学省において、早期に一元的な情報発信のためのサイトを設けるなど、様々な方法、媒体により広報を行うとともに、問い合わせ窓口を設置することが必要である。

(6) 現職研修との整合性の確保

- ・10年経験者研修については、見直しも含め、その在り方について早期に検討するべきである。

その他

- ・本制度導入に伴う人的配置や経費にかかる負担は、すべて国が負担すべきものであり、地方交付税措置ではなく、実際に必要な金額について文部科学省が責任を持って予算措置を行うべきである。また、免許管理システムについては、その開発及び原簿情報のデータ化等の経費を文部科学省が負担するものであるが、将来的なランニングコストについても、文部科学省が負担をすべきものとする。
- ・教員免許状が失効した場合、当該教員は当然に失職するものと理解してよい。教壇には立てなくとも公務員としての身分は保たれるはずとの解釈も考えられるため、免許の失効による失職の根拠、手続き等について、国が明確に示す必要がある。
- ・休職代替等の緊急を要する人事を円滑に行えるよう、有効な免許状を保有しない者の任用についての特例措置を検討すべきである。

教員免許更新制の運用についての検討経過(案)に係る考え

全国市町村教育委員会連合会

1 免許状更新講習の受講対象者及び免除対象者

教員免許更新制度施行後授与される免許状に10年の有効期間を定めることとし、免許状の有効期間の更新を行うために、期間内に免許状更新講習の課程を修了することが必要であるとしたことは、教員としての必要な知識技能の保持を図るために重要なことと考える。同様に、制度導入以前に取得された免許状所持者についても修了確認期限を設定し、講習の課程を受講・修了させることも重要と考える。

さらに、教育職員免許法において講習を受講できるものを現職の教員、教育の職にある者、教員採用内定者及び教員採用内定者に準ずる者と限定するとともに、教育の職にある者及び教員採用内定者に準ずる者について、講習受講者の範囲を検討することは、免許状更新講習の運営上の問題を考えても、当然必要と考える。

講習を受講できるもののうち、知識技能その他の事項を勘案し、免許管理者が講習を受ける必要のない者を認めることも必要である。ただし、具体的にどのような者を免除対象者とするか、はっきり定めることが重要である。

基本的な考え方として、受講機会を十分に確保するという政策的な目的のために受講者を限定しているが、教員となる可能性のある者については、広く受講を認めることとすることに賛同する。

また、教員に準じて、幼児・児童・生徒に対する教育活動に日常的に関わる職にある者については、その影響力から受講を認め更新し得ることも意義があると考えられる。

講習の受講を免除する者については、誰が見ても十分な知識技能が備わっており、その後も自己研鑽を継続することが期待できる者を認めるべき、とすることは大事なことである。

免許状講習の免除及び免除対象者の有無については、今後十分に検討すべきと考える。

2 教育の職にある者(校長(園長)、副校長(副園長)、教頭)

校長(園長)、副校長(副園長)、教頭については、教員免許状を所持している者が大部分であること、校長及び副校長(副園長)においては、教諭の行う日常の教育活動を指導・監督する立場にあること、教頭においては、必要に応じて幼児・児童・生徒に対する教育活動を行うこと、さらに、校長等の職が

らの降任制度があることも鑑み、希望した場合には講習を受講できるように取り扱うこととするのは当然といえる。

3 実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員等

高等学校等に置かれる実習助手や寄宿舍を設ける特別支援学校に置かれる寄宿舍指導員等の場合も、実習助手は、実験や実習について教諭の職務を助ける者であること、寄宿舍指導員は、寄宿舍における幼児・児童・生徒等の日常生活上の世話や生活指導に従事する者であること、学校栄養職員や養護職員も含め、いずれも教諭等と連携しつつ、幼児・児童・生徒の指導に日常的に関わる点において、希望すれば講習を受講できるよう取り扱うこととするのも同様に適切である。

4 教員としての勤務経験のある教育委員会等の職員

教員としての勤務経験のある教育委員会等の職員は、再度教員として学校に戻る者も多いことから、免許状を更新し得ることとしておくことは重要である。同様に、今後、教員として勤務する可能性がある者についても、任命権者又は雇用者がその旨を認めることを前提に、講習の受講対象者とすることは重要である。

5 教員採用内定者に準ずる者

教員採用内定者に準ずる者は、採用が内定してから勤務を開始するまでに時間的余裕がない場合もあることから、内定している者に限らず講習の受講を広く認め、いつでも教壇に立てる状態にしておく必要があるが同感である。臨時的任用職員や非常勤講師の確保の観点からも、常勤、非常勤に関わらず、今後、教員として採用される可能性がある者については、講習の受講を認めなければならないと考える。

具体的に、教育委員会の教育長又は国立大学法人若しくは学校法人の長が、教員として任用又は雇用する蓋然性があるとして認めた者につき、受講資格を認めることとし、その旨を省令に規定することとあるが、それでよいと考える。

また、過去に教員として勤務した経験のある者で復職を希望する者については、過去に在職していた旨の証明書の提出させ、受講を可能とするのも必要と考える。

6 受講対象者であることの確認

講習を受講できる者であるかどうかの確認は、講習開設者が受講申込み時

に行い、免許状の更新又は更新講習修了確認を免許管理者が再度確認的する方向でよいと考える。

受講対象者であることの証明の方法としては、在職証明書や採用内定証明書・任用又は雇用する蓋然性がある者として認められた証明等を発行することでよいと考える。

受講対象者であることの証明書については、国(文科省)が統一的な様式を示すことに賛同するものである。

7 優秀教員表彰者

- (a) 優秀教員表彰者は、教科指導や生徒指導等における卓越した知識技能を認められ表彰を受けた教員であるので、講習の受講を免除することは適当である。しかしながら、教員のもとして必要な知識技能は幅広いものであるので、表彰の内容や時期によっては、講習を受けることがふさわしい場合も当然出てくるであろう。しかし、免除できる講習と免除できない講習を分けて行うことも視野に入れる必要がある。

なお、優秀教員表彰者以外でも、人事評価制度等において勤務実績が優秀であれば免除の対象者として考慮されるということは、普段の努力が認められたことにより、更なる使命感や資質の向上が期待できるであろう。クリアすべき課題はいくつかあるであろうが、前向きに検討する価値があると考えてよいと考える。前述のとおり、免除できる講習と免除できない講習があってもよいのではないかと考える。

『人事評価制度の運用は、各都道府県で異なるので、一概に考えることはできないのではないかと考える』

- (b) 教員を指導する立場にある者については、当然十分な知識技能を備えていると考える。講習が免除されることは適当である。

8 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭

職員を監督する校長等について、講習の受講を免除することは適当である。主幹教諭と指導教諭も同様に考えるが、それぞれの立場で教員を適切に指導し成果を挙げているかなどの確認は必要であろう。その結果によっては、免除の対象者としてふさわしいか再考しなければならない場合も出てくるのではないかと考える。

9 教育長及び指導主事の講習受講の免除は適当である。

1 0 文部科学省の調査官及び視学官も同様である。

1 1 講習の講師となっている者についても同様である。

「ただし、」以下に書かれている部分について、そのとおりである。研鑽の態度や勤務実績等から、教員として求められる十分な知識技能を有していないと認められれば、当然講習を行うべきである。

1 2 講習の免除対象者

(C) 教育委員会等で勤務している者であって、今後、教員として学校等に勤務する予定の者については、更新ができるように取り扱う必要があると考える。しかし、教育次長、教育委員会学校教育関係課長、管理主事等は、十分な知識技能を有しており、今後、学校等で勤務する予定であっても、それは管理、指導的立場に当たるものであり、免許管理者の認定を条件に、免除を認めることは妥当であり、むしろ更新猶予期間と定めるべきである。

1 3 初回の修了確認期限の設定の方法

施行後 10 年間で、毎年受講対象者となる旧免許状所持者の数を均等化しつつ、全員に終了確認期限を割り振ることは、本制度の目的からして急務である。

受講者数の均等化が図られるようにするため、異なる年齢層で区切り、毎年度の末日に 35 歳、45 歳、55 歳になる者につき、同日をその終了確認期限とすることは、年度によって採用者数に変動があるものの最善の方法であると考えられる。

また、免許状の授与を受けてから 10 年に満たない者に終了確認期限を到来させることは、十年経験者研修との関係から穏当でない者と考えられる。

なお、53 歳から 55 歳までの者というように、年齢により 2 年～4 年で区分し、終了確認期限を設定することは、受講対象者数の平準化を図る観点からしてそぐわないものであると考えられる。

1 4 有効期限の延長及び修了確認期限の延期を行う事由

更新制を導入している他の免許制度の有効期限を延長できる事由とのバランスを踏まえることは当然である。特に在外教育施設に派遣されている等の研修中の場合や大学院修学休業者については免許更新猶予期間という取扱いがなされるべきである。

また、免許状を授与された後一定の期間を経て教員になった場合で教員となった日から有効期間の満了の日までの期間が2年未満である場合は、有効期間の延長や確認期限の延期を認めることはやむ終えないことと考える。

しかし、本来は現職の教員と現在教職についていないものとの更新は、制度として分けるべきであると考ええる。

1.5 延長又は延期を行う期間

延長又は延期を行う期間としては、おおむね2年の期間を確保することは妥当であると考ええる。

1.6 講習の開設認定要件

講習の開設には、開設者、講師、修了認定者等の基準を満たし、文部科学大臣の認可を受け、文部科学省令で基準を示すことは、講習の質の確保と講習の内容の充実を図るために不可欠である、また、教員のニーズに合った講習を受講できるようにすることが本制度のねらいを達成させるためにも必要である。

1.7 講習の解説者

免許状更新講習を開設することのできる者は次に掲げるものとすることが適当であると考ええる。

大学

指定教員養成機関（専修学校等で文部科学大臣の指定を受けているもの）

都道府県教育委員会

政令指定都市・中核市教育委員会

中核市においても、現職研修を実施しており、政令都市と同様、認定講習を開設する能力を有すると考え、研修権を有する中核市を挙げたいと考える。

文部科学省

文部科学大臣が指定する独立行政法人（独立行政法人教員研修センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人科学技術振興機構等）

文部科学大臣が所管する民法第三十四条の法人で文部科学大臣が認める者（例：（財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構、（財）

日本私学教育研究所、(社)全国学校栄養士協議会)

その他、放送大学についても、講習を開設できるものとして認めることが適当である。

NPO法人や営業法人についても、講習内容や講師を審査、認定のうえ、開設を認めることとしてはどうかとの考え方や、～に揚げた開設主体の責任のもとで、一部の内容の実施をこれらの法人に委託することを認めるべきとの考え方もあるが、同感である。

特に特別支援教育など、優れた研修プログラムを有するNPO法人もあるので審査、認定のうえ、開設を認めることは良いことと考える。

1 8 講習の講師

講習の講師は、次のいずれかに掲げる者とするのが適当であると考え

認定課程を有する大学の認定課程を担当する教員

認定課程を担当しない大学の教員で認定課程を有する大学の認定課程を担当する教授・准教授・助教・講師に準ずる者

教育委員会の指導主事その他教育委員会に勤務する者であって担当する講習に係る十分な知識技能を有している者

教員及び教員であった者(法第9条の2第3項に規定する免許管理者が認めた者と同等以上の知識技能を有する者に限る。)

講習の開設をできる者の職員で担当する講習に係る十分な知識技能を有している者

その他文部科学大臣が適当と認める者

その他、講師としてふさわしい者として、退職教員(退職校長等を含む。)や現職教員のうち特に優れた識見を有する者をあげることができる。ただし、最低限、先に述べた免除の対象者である者か、これと同等以上の識見を有する者であることを要することとするのが適当であると考え。

1 9 講習の内容

免許法第9条の3第1項第1条に規定する講習の内容は、次に掲げるものとする。

教育の最新事情に関する事項(全教員が必ず受講すべき事項)

「教職について省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力についての理解」を内容とし、具体的内容については、文部科学大臣が示すこととする。教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項（学校種・教科種等に応じた内容）

30時間という限られた時間の中で、全教員が受講する内容を全て統一することとするは必ずしも効果的でない。また、講習の内容についても教員が選択し受講することができるよう取り扱うことが適切と考える。

教育の最新事情に関する事項（全教員が必ず受講すべき事項）については、12時間、教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項（学校種・教科種等に応じた内容）は、18時間とすることが適切と考える。

2.0 講習の実施方法

免許状更新講習の実施方法について、修了認定試験を本人の確認が確実にを行うことができる方法によることとする（当面は講習ごとの試験会場による実施以外認めない）ほかは、特に制限は設けないこととする。（通信、放送、インタ-ネット等によることも可）が適切と考える。

放送等のメディアを活用した講習を実施する場合は、30時間より修了認定試験に要する時間を除いた時間放送等講習が行われる必要があり、印刷教材を活用する場合はおおむねA5判70ページ程度であり、これを標準として考える。

遠隔地にある教員の本人確認を確実にを行い、修了認定試験を実施することができるかについては、なお調査研究が必要であると考え。講習の実施方法については、事例研究や場面指導、グループ討議、指導案の作成や模擬授業を取り入れたりするなどの工夫を図ることが重要と考える。講義形式によるものも排除しないこととすることが適切であると考え、受講者の興味関心を喚起し、知識技能の修得に確実につなげる工夫がなされることが必要であると考え。

受講形態及び修了認定の方法については、国は、大学、教育委員会等連携し、調査研究等必要な取組を積極的に推進すべきであると考え。

2.1 講習の質の確保

講習の質の確保に当たっては、第一に講習前に受講者の課題意識等を調査し、その結果を講習の指導において配慮する努力を行うことが必要と考

える。第二に、講習実施後、受講者にアンケート調査を行う等により講習を評価し、その評価結果をすべて公表することが適当と考える。なお、講習の事後評価のための評価項目については、国(文科省)が統一的に様式を定めることとすべきと考える。

文部科学大臣は、認定した講習に関し、必要に応じ自ら調査を行い、又は講習の開設者に報告を求めることができることとすべきであると考えている。また、講習の場を活用することにより、その他教育政策の検討に必要な調査等についても行えるようにすることも考えられる。

2.2 講習を受講すべき期間

講習を受講すべき期間を、現職教員の職務状況等を踏まえて複数年の期間設定することは妥当であると考えている。

しかし、同一校に講習を受講すべき教員が、複数いる場合、長期休業期間における諸会議や研修、中学校等においては部活動の指導に対して支障が出る懸念される。

2.3 複数の免許状を有する者の更新の在り方

講習の内容については、教諭、養護教諭、栄養教諭、特別支援学校の教諭それぞれの職務の特性に応じた講習の受講を求めることが適当である。

しかし、生徒指導や保護者への対応等職務を問わず求められる能力もある。そこで、職務の特性に応じた講習と共通の内容の講習とを時間的に分ける必要があるのではないか。

2.4 修了認定の基準

到達目標を設定し、それに照らして最低限の理解が得られているか否かで修了認定を行うことは妥当である。

しかし、その到達目標の設定にあたっては、社会の要請等を十分に踏まえて、最新の知識技能が備わっているかを判断できるものとしたい。

2.5 修了認定の方法

講習の課程の修了認定を、講習の開設者が実施することは相当であろう。しかし、試験の方法について、筆記試験や模擬授業など知識の量や大人相手の授業のみで認定することについては、やや疑問がある。

実際に子どもを相手に指導にあたる者については、有する知識が実効性あるものとして活用されなければならない。また、授業についても子どもの発達段階に応じた言葉使い、資料の提示・提供の方法等について適切な

認定の確保が必要である。

2.6 講習の費用負担の在り方

受講に係る交通費等経費については、教員免許が個人の資格であることから本人負担であることはやむを得ない。しかし、講習受講料については、個人の負担を軽減する措置を講ずる必要がある。

2.7 必要な配慮（へき地、障がい者等）

教育における今日的な課題を解決する能力を身につけるためにも、多様な講習の機会が提供されるべきである。指摘のとおり講習の開催については十分な配慮が必要である。

地域による差異が生じることがないように、国(文科省)が中心になった県と大学等との連携、調整等が必要である。

へき地在住者や障害を有する教員に対する配慮は必要であり、多くの講習機会の提供や必要な支援を行うことは大変重要である。また、効果的な講習を受講できるよう国が中心になって研究を進めていく必要がある。

2.8 教員以外の者の採用についての配慮

これから団塊の世代の大量退職に伴い、新規採用者は地方によって時期は異なるが増加する。その分、初任者研修時における後補充教員や女性新採用者増加に伴う今後の産休・育休の増加等を考えると、ペーパーティーチャーは大変貴重な人材であると考えられることができる。そこで、有効期間の更新等については、慎重に進めるべきである。

臨時的任用者等の場合、採用の期間が短かったり、採用に急を要する場合が考えられる。このような場合にも対応でき、学校での児童生徒の教育がスムーズに行えるよう、臨時免許状、特別免許状の発行や特別講習会を行うなどの柔軟な対応が求められる。

教員免許更新制が本来の趣旨を達成しつつも、いわゆるペーパーティーチャーが教員に採用される機会を確保する必要がある。その意味からも指摘のとおり民間企業等に提出する履歴書等に適切な記述を行うなどは有効な手段であると考えられる。

2 9 講習の講師等に対する適切な措置

教員免許更新制を定着させ、効果をあげていくためには講師をはじめ講習運営に係る環境づくりは重要である。特に、優秀な講師の確保は教員免許更時講習の中心的課題となるため、今後国は手当等、講師確保のために具体的な方策を検討していくことが必要である。

3 0 制度の周知

教員免許更新制の本来の趣旨が教員等に理解されてこそ、効果をあげることができる。その意味では、教員免許更新制についての十分な広報活動を行い、趣旨を説明する必要がある。

ホームページは、今日的な意味において重要な情報伝達手段である。ホームページを活用して教育免許更新制について幅広く周知するために、掲載方法や内容について国は今後検討を進めていって欲しい。さらに、教員等に対する説明会を国や任命権者が直接実施することで、趣旨や方法について説明を行っていくことも大変重要になってくると考えられる。十分な回数の確保もお願いしたい。

今後益々複雑多岐にわたっていくであろう我が国の教育界を考えた時、優秀な人材の確保は何よりも最優先されるべきである。その意味では、学生の確保は重要な課題である。そこで、教員免許更新制における更新時の講習も教員の研修としての一面があることを学生にも周知し、更新制に対する過度の不安を払拭する必要がある。さらに、国(文科省)は教員免許取得者数の推移についても、今後調査を行っていくことを期待する。

3 1 現職研修との整合性の確保

指摘のとおり、更新制の講習と現職研修との検討は必要である。その中で、教員免許更新制の趣旨に沿った講習として必要な内容は何か、精査していく必要性を感じる。十分にご検討をお願いしたい。

一人ひとりの児童生徒に目を向け、よりきめ細やかな指導を行っていくためには、教員には児童生徒と十分に向き合う時間が必要である。それだけに、日々多忙な生活を送っている教員にとって教員免許更新制の講習受講への時間は大変貴重なものである。そこで、更新制講習の内容には、本来の目的が十分に達成できる密度の濃いものを期待する。

講習の効果が児童生徒のために生かされ、保護者・地域から信頼される学校づくりが進んでいくよう更新制の講習内容について国(文科省)は責任を持って検討していくことを期待する。

「教員免許更新制の運用についての検討経過（案）」に関する意見について

指定都市教育委員・教育長協議会

経過報告（資料6）該当箇所	意見の概要	備考
（4ページ） 受講対象者であることの確認方法	・任命権者による在職証明書、採用内定証明書、講師登録証明書の作成を必要とした場合、事務量等が膨大となることが考えられるため、例えば、辞令や健康保険証（公立学校共済組合等）の写し等、現在教員として勤務していることを証明できるもので可能とする等、事務の簡素・合理化が必要ではないか。	
（5ページ） 講習免除対象者の選定基準	・免除対象者の選定を適切かつ容易に行えるよう、「優秀教員表彰者」の選定などについて、明確かつ具体的な基準の作成が必要ではないか。	
（7ページ） 教員としての十分な知識技能を有していないことの認定	・各任命権者等による認定が適切に行われるよう、講習の受講免除を認めない場合の統一的な基準の作成が必要ではないか。	
（8ページ） 旧免許状の授与日から10年を経過しない者の更新期間の延長	・本人の申請とした場合、任命権者における本人の申請状況の把握等、免許更新履歴の正確な把握が難しくなることも考えられることから、申請によらず一律に、10年を経過しない者は授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までに更新させるという手法の検討も必要ではないか。	
（10ページ） 有効期限の延長及び終了確認期限の延期の該当事由	・現在列記されている自由以外に、病気休暇、介護休暇等も考えられることから、さらに具体的な事例を想定し、示すことが必要ではないか。	
（13ページ） 講習の開設者	・大学等の機関が開設する場合であっても、講習が教員自身の学校現場での教育実践に活かしやすいものとなるよう、開設する機関と教育委員会及び学校との緊密な連携を進める観点が必要ではないか。	
（15ページ） 講習の講師	・「その他文部科学大臣が適当と認める者」にどういった者が想定されているか不明であるが、それぞれの自治体等で教員研修の講師として実績のある民間法人や保護者、地域の人材を活用できるよう、広く講習開設者の裁量を認めるよう検討が必要ではないか。	
（19ページ） 講習を受講すべき期間	・長期休業中の教員の勤務の実態は、特に中学校において想定よりずっと多忙であり、今後、授業日数増加による長期休業日の減少や長期休業中の家庭訪問・面接、部活動への期待といった学校現場の実態から、多忙化に拍車がかかることも予想されることから、より実態を踏まえた現実的な議論が必要ではないか。	
（21ページ） 修了認定の方法（試験の実施）	・現職教員の負担軽減の観点から、講習のみによる自動更新についても検討が必要ではないか。（試験を行った結果認定されなかった場合は、認定講習が修了するまで現職から外されてしまうのか、などの懸念もある。）	
（21ページ） 講習の費用負担の在り方	・本人負担が原則とされている受講料及び受講に係る交通費等も含め、講習受講者の負担の軽減のための措置について引き続き検討いただきたい。 ・制度の円滑な運用のため、受講費用の負担軽減だけでなく、講習開設者側の人件費、事務的経費の国による財源措置など、講習の開設者側の費用負担の軽減についても言及すべきではないか。	
（23ページ） 現職研修との整合性の確保	・10年経験者研修との関係については、研修・講習内容の重複や、同一年度内の受講が現実的に困難など課題があることから、講習時期が近接する場合等においては、任命権者の判断により講習受講を10年経験者研修の一部とみなせるようにするなど、本件については引き続き検討いただきたい。	
（全般） 制度運用開始にあたっての事務の円滑化	・免許更新対象者の把握（特に複数の教育委員会に講師登録している者の把握方法）、本人への通知、講習の実施、修了書の送付、免許申請手続き等、更新に携わる機関が多く、業務も多岐にわたるため、制度が円滑に運用されるよう、諸課題の整理を図られたい。	
（全般） 講師の確保	・講師が不足している現状において、教員免許状の認定講習未修了のため講師が確保が一層困難となることも予想されることから、そのための手立てについても検討が必要ではないか。	

教員免許更新制の運用についての検討経過(案)に関する意見

全国都市教育長協議会
会長 鈴木 秀昭

1.(1) 免許状更新講習の受講対象者及び免除対象者

- ・「教員採用内定者」とは新規採用者のみか、期限付採用予定者も含むか、内定者の定義を具体的に示していただきたい。
- ・(b)教員採用内定者に準ずる者において、「将来教員になる可能性がある者をリスト化したものに掲載されている者など、」という記述があるが、リスト化は採用行為を行う都道府県或いは市町村教育委員会にその業務を強いることになる。業務負担にならないよう現状を詳細に調査し、対応を検討していただきたい。また、「過去に教員経験のある者で復帰希望者・・・」の記述があるが、自己都合退職・免職等により、中には教員として不適格と判断される者も含まれると考える。過去の在職証明書は条件を検討いただきたい。
- ・あらかじめリストアップされていない者が教壇に立つ必要が生じたとき(臨時教員等)の対応策について検討が必要と考える。(指導助手、非常勤職員、年度途中で随時採用者等)
- ・正式採用でない者については、臨時採用期間中に講習を受けることも可能としてはどうか。

1.(1) 講習の免除対象者

- ・表彰の種類については一定の判断基準として具体的な例を示す必要があると考える。
- ・ただし書きについて検討していただきたい。(誰が責任をもって免除を認めない判断をするのか、明確になっていない。)

1.(3) 有効期限の延長及び修了認定確認期限の延期

- ・更新に必要な日数が格段に多いため、受講できないさまざまな事情が起こることは明白である。したがって、有効期間の延長等について、他の免許制度と同様に考えることは適当でない。

2.(1) 講習の開設者

- ・学校教育の責任ある教員免許の更新研修の趣旨から、「その他の開設主体として、NPO法人や営利法人についても、・・・」については、慎重に検討していただきたい。
- ・講習開催者の拡大をしていただきたい、その際は、実際に行っている研修を吟味の上、地教委も開催者に入れるよう、検討していただきたい。(現実には地教委は、今日的課題に対応するため研修を行っている)
- ・都道府県教委が免許更新の認定講習を開設し、都道府県教委が実施する現職研修も講習として認定される場合は、中核市等が実施している現職研修も同様とみなすべきであるとする。

2.(1) 講習の講師

- ・地方の大学においては、講座を開設する教官の数が確保できているのか。

2.(1) 講習の内容

- ・全教職員が受講すべき項目に、教員の間人関係力(コミュニケーション能力)の育成に関するものを含めるべき。資料「講習内容に関する各種基準のイメージ」にも含まれていない。(学校内外で課題になっており、将来的にも児童生徒、保護者、教員同士のコミュニケーション能力が重要な要素と考える)
- ・教員に係る全ての内容を網羅することよりも、教科に関する指導法に重きを置くことが、本件の目的に合致したものとなると考える。
- ・教員に共通の課題とともに、教員のニーズに応じた課題についても取り扱うことに配慮していただきたい。また、講習の質の確保は最も重要な要素であり、ガイドライン等によって具体的に示す必要があると考える。

2.(2) 講習の実施方法

- ・長期休業期間中も部活動の指導等で多忙な教員がいる。また、優秀な教員でありながら講習を免除されない教員もいると考えられる。そのため、放送等のメディアを活用した講習を、へき地勤務以外の教員にも選択できるようにしていただきたい。

2.(3) 講習を受講すべき期間

- ・教員以外の者の採用についての配慮に関して明示していただきたい。(有効期間の満了により免許状を失効した者は、講習を修了すれば免許状の再授与ができるのであれば、いわゆるペーパーティーチャーの場合の対応も、明示していただきたい)

2.(5) 修了認定の方法

- ・修了認定試験に要する時間については、慎重に取り扱っていただきたい。(本制度の目的を達成するためには講習の質とともに量(時間)も確保すべきではないか)
- ・修了認定試験は講習開設者がその権限でそれぞれが行うのか、慎重に検討が必要と考える。

更新講習において、必要な講習を終了できなかった者の取り扱い

- ・受講したが指定期間内に必要単位を取得できなかった場合
(任命権者である都道府県・政令市教育委員会等では、該当教職員の採用取り消しの判断をする必要が生じるのではないか。その点で、国と都道府県・政令市教育委員会等との連携が必要となる。)

教員免許には、一種・二種及び専修という種別があるが、講習内容と修了試験の基準等同一と考えるのか。

複数の免許状を有する者の更新のあり方

- ・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状の更新については、特にその専門性への配慮が必要であること、それぞれに対応した講習の設定が必要と考える。

受講者の負担を軽減することが第一

- ・最初の35歳更新は、10年研修と重複する。30日以上研修を実施した上に、更に30時間の更新のための研修は、負担が大きすぎる。35歳時更新は、簡略化すべきと考える。

- ・現行の10年研修と認定講習について、共通する内容は互換性を持たせるなどの検討を行うべきと考える。
- ・現職研修との整合については、教員の過重負担を避ける観点から、慎重に検討していただきたい。
- ・校内研修も現職研修の重要な要素の一つであり、条件等を明確にしながら講習として認定することも検討していただきたい。

現在55歳である旧免許所持者については、更新講習を免除すべきではないでしょうか。(授与時に教員免許更新制度が導入されていなかったことから)

免許更新のための費用負担が、できるだけ少なくなるよう配慮するべきと考える。

以上、全国都市教育長協議会役員教育長より出された意見を項目ごとに整理しました。多少重複しているところもありますが、本会の皆さんからの意見としてご検討いただきますよう、お願いいたします。

平成19年10月26日
全国都市教育長協議会事務局

【「教員免許更新制の運用についての検討経過（案）」に関する意見】

中核市教育長連絡会

【主な意見】

講習の内容や現職研修との整合性の確保について

- ・ 講習の内容については、10年経験者研修などの既存の研修と内容が重複するものがあることや、特に10年経験者研修と重なった場合の受講者の負担増が考えられる。10年経験者研修と免許更新講習の区別を明確に整理することや、内容が共通するものは互換性をもたせ一部代替を認めて受講者の負担軽減を図ることなどの検討をすべきではないか。

中核市が実施する研修の認定について

- ・ 講習の開設者として、都道府県や政令指定都市の教育委員会が示されているが、これらの教育委員会が実施する既存の研修と講習とに互換性をもたせて一部代替を認める場合は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第59条により研修を実施している中核市の教職員には、新たな負担が生じることも考えられる。その場合は、中核市が実施する研修の認定についても検討すべきではないか。また、中央教育審議会答申（H18.7.11）にあるように、中核市が講習を開設することについても検討すべきではないか。

教員として採用される可能性がある者の受講の対応について

- ・ 現在、市においては、教員免許状を有する者を非常勤の教職員として市独自で一定期間配置することがある。それらは、教職経験がない者や教職から一定期間はなれている者が含まれていることや、臨時に配置する場合があることから、このような人材を事前に「教員として採用される可能性がある者」としてリストアップすることが難しいこともある。それらの者が教壇に立つ必要性が生じたときの対応策についても検討すべきではないか。

修了認定の評価基準及び修了認定の在り方について

- ・ 講習の修了認定にあたっては5段階の評価基準の案が示されているが、「定期的に最新の知識技能の習得を図り、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す。」という本制度導入の目的に照らし、合否の2段階での評価とするなど、評価基準についてさらに検討すべきではないか。また、修了認定されない場合の対応を明確にするなどの検討も行うべきではないか。

講習の費用負担の在り方について

- ・ 講習受講者の受講費用の負担に関して、特に現職の教員については、負担軽減の措置を検討すべきではないか。

【その他】

講習の受講対象者について

- ・ 講習の受講対象者については、資料6の案に対して賛成する意見が半数以上である。ただし、平等に対応できるよう国が受講者の明確な基準を設定することや、可能な限り受講を認める範囲を広げることを求める意見も一部見られる。

講習の免除対象者について

- ・ 講習の免除対象者については、資料6の案に対して賛成する意見が半数以上である。ただし、平等に対応できるよう国が免除対象者についての明確な基準を設定することや、指導主事経験者等で免許状に係る知識等を十分備える者の免除を求める意見も一部見られる。また、一律ではなく一部を免除することの検討を求める意見も一部見られる。

修了認定期限の設定について

- ・ 修了認定期限の設定については、資料6の案に対して賛成する意見が多数である。ただし、56歳以上の者の受講や更新漏れを防ぐための対応の検討を求める意見も一部見られる。

有効期間の延長及び修了認定期限について

- ・ 修了認定期限の延長及び修了認定期限については、資料6の案に対して賛成する意見が多数である。ただし、平等に対応できるよう厳密な規定を求める意見も一部見られる。なお、個々の状況に応じた柔軟な対応を求める意見も一部見られる。

講習の開設認定要件について

- ・ 講習の開設認定要件については、資料6の案に対して賛成する意見が多数である。ただし、市が実施する研修等も講習として認定することや、講習を担った場合の講師の確保及び予算措置などを求める意見も一部見られる。

講習の実施の在り方について

- ・ 講習の実施の在り方については、資料6の案に対して賛成する意見が半数以上である。ただし、選択できる講習の幅を広げることや受講者の負担軽減のため、離島やへき地以外の受講者についてもインターネット等による受講を認めるべきであるとする意見も一部見られる。なお、離島等以外の場合にはインターネット等での受講を認めるべきではないとする意見や制度の形骸化を危惧する意見も一部見られる。また、講習の質の確保等のために外部評価の導入を求める意見も一部見られる。

講習を受講すべき期間について

- ・ 講習を受講すべき期間については、資料6の案に対して賛成する意見が多数である。ただし、期間を3年間などに延長することや、特別な事情により受講できなくなった場合の対応について、検討を求める意見も一部見られる。

複数の免許状を有する者の更新の在り方について

- ・ 複数の免許状を有する者の更新の在り方については、資料6の案に対して賛成する意見が多数である。ただし、30時間の講習で所有する全ての免許状の更新を認めるよう求める意見も一部見られる。なお、専門性の確保の観点から、特別支援学校の教諭については、受講を促すのではなく義務づけることが適当であるとする意見も一部見られる。

へき地、障害者等への必要な配慮について

- ・ へき地、障害者等への必要な配慮については、資料6の案に対して賛成する意見が多数である。ただし、全国的な統一基準や、更新制の趣旨を損なわない程度の配慮が必要であるとする意見も一部見られる。

講習の講師等に対する措置について

- ・ 講習の講師等に対する措置については、資料6の案に対して賛成する意見が多数である。ただし、講師に係る費用の支出負担を明確にすることや、都道府県により差が生じないように求める意見も一部見られる。

制度の周知について

- ・ 制度の周知については、資料6の案に対して賛成する意見が多数である。ただし、教員を志す学生に正しく周知することや、教員免許状所有者に周知することを求める意見も一部見られる。

2007年10月26日

中央教育審議会教員養成部会
部会長 梶田 叡一 様

日本教職員組合
中央執行委員長 森越 康雄

「教員免許更新制の運用についての検討経過（案）」に関する意見書

中教審教員養成部会におかれましては、教員免許更新制に関する制度設計について検討・論議をすすめていただいていますことに敬意を表します。

いま学校現場は、超勤・多忙化がすすみ、子どもと向き合う時間や教材研究をする時間の確保は重要な課題です。また、研修については、法定研修以外にも各都道府県・市区町村ごとにさまざまな現職研修が長期休業中に集中して実施されています。こうした状況の中、学校現場をふまえた様々な観点から制度設計の検討がなされないまま、教員免許更新制が導入されることになれば、教職員の多忙化に拍車がかかり、学校現場に混乱をもたらすことになります。

免許更新制についての意見をまとめましたので、今後の審議に際して参考にしていただきますよう、お願いいたします。

記

【免許更新制に対する基本的な考え方】

教職員の資質・専門性の向上は、10年に1度の講習によってなされるものではなく、学校現場における教職員同士の学びあいなどの同僚性、日常的な研修や研究、子どもたちとの教育活動、地域・保護者とのつながりなどにより図られると考えます。

いま必要なことは、子どもとじっくり向き合うことができる学校現場の体制の確保、狭義の学力ではなく学ぶ意欲を喚起するゆとりと豊かさのある教育環境の提供、そのための教育制度と教育内容の点検・検証です。

教員免許状に有効期限が設けられ、10年ごとに更新が義務づけられることは、教職への人材離れや教員不足を招くことが懸念されます。

免許更新制は、教職員の個人資格の問題だけでなく、学校現場に大きな影響を与える制度であるといえます。さまざまな教育関係者からも、そのことに対する疑問・懸念の声が出されています。

国会において附帯決議に盛り込まれた「受講に伴う費用負担の軽減」「受講者のニーズに応じた講習内容」「現職研修と更新講習との整合性の確保、10年経験者研修の

あり方」などについて十分に検討した上で、それらの内容が反映された制度とすべきであり、拙速な導入を行うべきではありません。検討内容の進捗状況によっては、09年実施とするスケジュールの延期も考えるべきです。以下に、検討経過（案）の問題点を指摘します。

1．更新講習の免除対象者について

検討経過（案）では、「更新講習の免除対象者」が設けられていますが、「免除」される者とされない者が出ることは、教員間に序列をつけることになり、学校運営に混乱を招くことは避けられません。また、免許更新制の導入の目的が「最新の知識・技能の修得を図ること」であれば、学校に勤務する教員をはじめ、教育に携わるすべての者に必要であり、立場や役職で講習を免除することは制度導入の趣旨に反します。

2．更新講習のあり方について

講習の開設者・修了認定者について

免許取得の認定をするのは認定課程大学であり、その更新についても認定課程大学が主体となるべきです。都道府県・政令指定都市教育委員会は、免許管理者であるとともに教職員の人事権などの権限をもつため、更新講習を開設し、その修了認定を行う権限をもつことは適切ではありません。

講習の実施・内容について

検討過程（案）では、通信や放送などを活用した講習の実施があげられていますが、学校での教育活動に支障をきたさないよう、さらに多様な受講形態を確保すべきです。

講習の必修領域については、講習内容や認定基準等が一定示されたものの、選択領域については、それらが具体的に明らかにされていません。教員のニーズに応じた講習、免許種に応じた多様な講習が開設できるのか、それらを可能にする財政の確保がなされるのか等について十分検討すべきです。

修了認定のあり方について

修了認定の例として「点数」での評価が例示されています。修了認定を5段階評価とする必要性について、明確な理由が示されていません。大学における評価にあわせたものと考えられますが、大学における講座と更新講習とはその意味合いが全く異なります。「点数化」による評価設定は、客観的基準であるとはいえ、講習内容が修得できたかを判断することで目的が達成できます。

3．更新講習の費用負担について

費用負担の軽減については、附帯決議に盛り込まれているにもかかわらず、「本人負担を原則とすべき」だとして、具体的かつ明確に示されていません。国が講習の受講を義務化した経緯からも、条件整備・財源確保に責任をもち、予算確保ができるようにすべきです。

4．現職研修との整合性の確保について

10年経験者研修については、中教審で更新制の導入を見送った折に、教員の質を担保するという制度として導入されました。こうした経緯をふまえ、現職研修との整合性について抜本的な見直しが不可欠です。しかし、検討経過（案）では、「今後検討していくことが必要」としていますが、具体的案が示されていません。制度設計と並行して具体的な検討をすすめる必要があります。

教員免許更新制の運営にあたっての意見

全日本教職員連盟

1 はじめに

教員免許更新制の目的は、教員の適格性の確保と教員の専門性の向上にある。本来ならば教員の専門性の向上に重点を置くべきであり、教員として必要な資質能力を時代の進展に応じて教員に身に付けさせるための制度としなければならない。しかしながら、教員の適格性の確保という目的が強調された制度運営がなされるのなら、教員の講習参加に対する意欲は減退し、日々、子供たちのために真摯に教育実践を行っている教員に対しても過剰な負担感を与えることが十分に予想される。そのことが教職の魅力を下げることにつながり、今後優秀な人材が集まりにくい状況が生じたり、教員に求められる多様な個性や豊かな人間性が損なわれたりすることも危惧される。

平成21年度には同制度が施行されるが、今もう一度、教員が自信と誇りを持って未来を担う子供たちのために教育ができるように、本来の導入の意義を制度運営に反映させるべきである。特に、教員の意欲や主体性を引き出すことを主眼に置き、以下の観点で全日教連の意見を述べる。

2 免許状更新講習の開設者について

免許状更新講習を開設できる者として 大学 指定教員養成機関 都道府県教育委員会 政令指定都市の教育委員会 文部科学省 文部科学大臣が指定する独立行政法人 文部科学大臣が所管する民法第34条の法人で文部科学省が認める者、等が示されている。中心となるのは大学と各教育委員会が相応しいが、必要に応じて教員研修センター等を活用することが望ましいと考える。

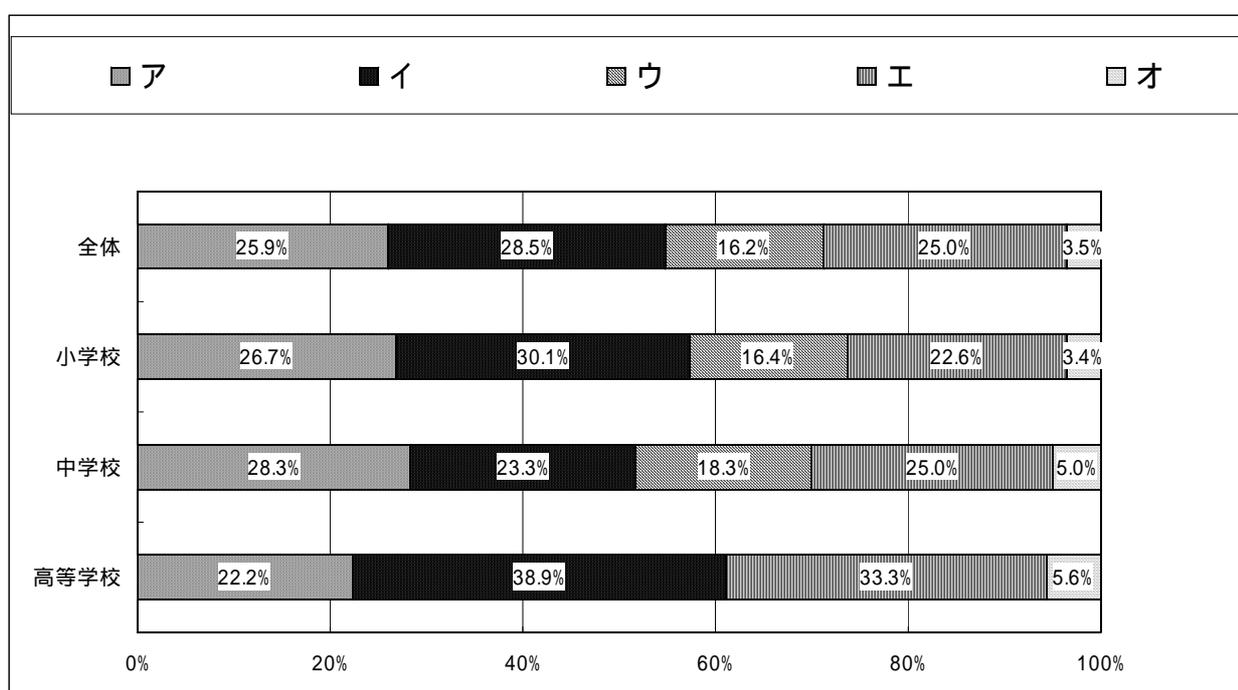
また、文部科学省が講習開設者について厳格に認定審査を行うことは当然ではあるが、何よりも大切なのは幅広い教員のニーズに応じた講習を地方においても開設することである。まず、大学と教育委員会の連携を強化することや、各自治体で開催されている研修制度を活用するために、研修内容を整備、再構築することが求められる。教員に理論だけではなく、実践的な知識や技能を習得させたいのであれば、どこが開設者になるかということより、どこが幅広い教員のニーズに応じた講習が開設できるのかが問われるのである。

3 免許状更新講習の内容について

全日教連会員を対象にしたモニター調査結果は以下の通りである。

講習を受ける際には教員としてどのような力量を高めたいと思いますか。

- ア 社会の変化に適応するための最新の知識及び技能
- イ 対人間関係能力や社会適応力等の社会的な資質や能力
- ウ 幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解
- エ 教科指導、生徒指導等のための知識、技能
- オ その他



校種別に見ると多少の違いはあるが、全体的に見るとバランス良く力量を高めたいという傾向が見受けられた。なお、どのような研修を望んでいるかについては以下の通りである。

ア 社会の変化に適応するための最新の知識及び技能

- ・特別支援教育・情報教育（コンピュータ、視聴覚機器、情報モラル、セキュリティ）
- ・国際理解教育（英語活動）・法規、教育制度の在り方 等

イ 対人間関係能力や社会適応力等の社会的な資質や能力

- ・社会が求めている人材育成、社会のニーズに応じた知識や技能
- ・マネジメント能力・人間関係調整力（児童・生徒、保護者、教員間）
- ・ソーシャルスキルトレーニング、コミュニケーション能力 等

ウ 幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解

- ・特別支援教育（脳科学の視点から）・子供観、教育観の省察 等
- ・学習指導要領の改訂に対応した教育課程の編制、実施

エ 教科指導、生徒指導等のための知識、技能

- ・生徒指導（児童理解、カウンセリング、学級経営、問題行動対応 等）
- ・教科指導（研究授業、実践事例発表、わかる授業、基礎学力指導 等）

前述したように、教員の意欲や主体性を引き出すことが最優先されなければならない。そのためには、講習を押しつけられた印象が強い30時間を必修領域で構成するのではなく、選択履修できる幅を広げることが重要になってくる。各県で開催されている研修制度からも選択できるようにし、模擬授業等、少人数の受講者を想定した講習参加が可能になる制度運営が望まれる。そのことが幅広い教員のニーズに応え、教員の資質向上に繋がり、ひいては、子供たちにも還元できる講習になり得ると考える。

全日教連が考える講習領域、及び内容例は以下の通りである。（5領域）

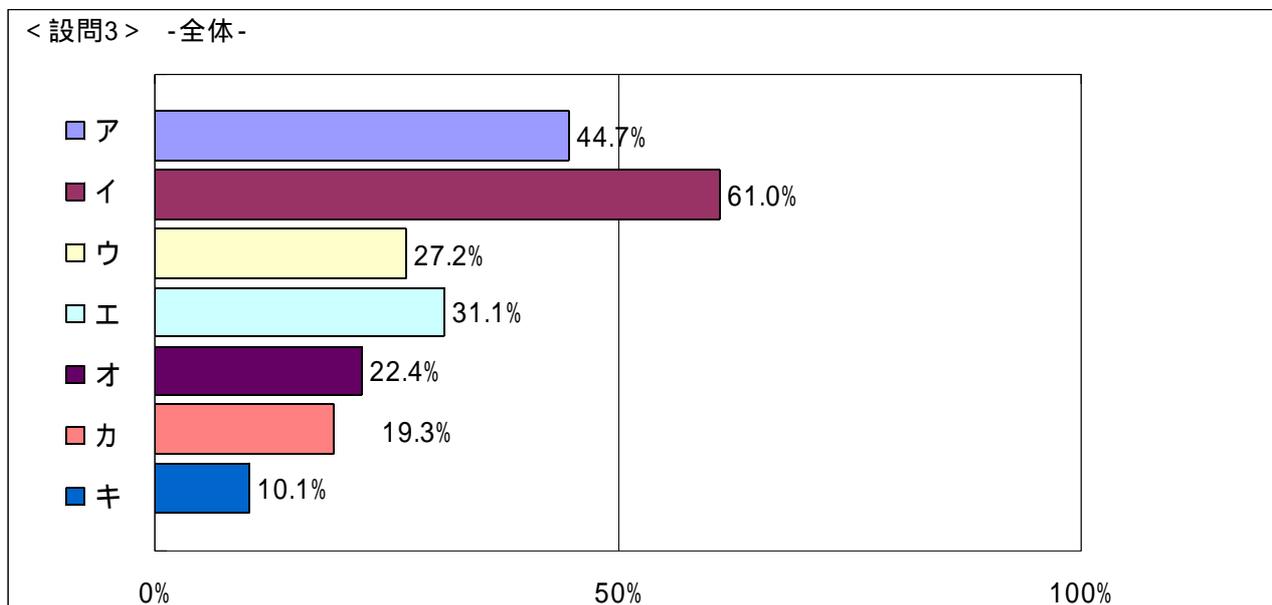
学校組織論 教育理論 領域	教育原理 教育行政学 教育社会学 教育法規 等	・子供観 教育観の省察 ・学校や教員を取りまく社会状況の変化 危機管理 ・教育基本法 教育制度
教科指導 領域	各教科専門科目 教育方法 技術 教育課程論 等	・ 科教育法 ・ 校教員のための 講座 ・学習指導要領の改訂に対応した教育課程の編制 実施
生徒指導・ 子供理解 領域	幼児・児童・生徒理解 学級経営 生徒指導 等	・脳科学に関する研究の成果に立った子供の発達理解 ・子供の多様化に対応した学級づくり ・問題行動を繰り返す児童生徒の対応 カウンセリング
情報・コミュ ニケーション 領域	社会性(コミュニケーション能力等) 情報教育 等	・保護者との円滑なコミュニケーションの形成 ・ソーシャル(スキル)トレーニング ・情報モラル教育
最新の知識 領域	今日的課題に対応した学校教育 の在り方 等	・特別支援教育 ・小学校英語教育 ・食育 ・道徳指導 ・キャリア教育 ・学校評価

4 免許状更新講習の免除について

全日教連は以前より日々研修に励み、真摯に教育実践に取り組んでいる教員が講習を全部又は一部免除される「自動更新制」を提言してきた。自動更新制のポイントとなるのは「講習が免除される教員」の認定基準の確立である。全日教連会員を対象にしたモニター調査結果は以下の通りである。

どのような教員が受講を免除されるべきだと思いますか。

- ア 主幹教諭、指導教諭等、職責に応じて、講習を一部又は全部免除
- イ 国、都道府県、市町村指定の研修に参加した教員は、講習を一部又は全部免除
- ウ 項目イ以外の研修に自主的・継続的に参加した教員は、講習を一部又は全部免除
- エ 教員評価で高い評価を得ている教員は、講習を一部又は全部免除
- オ 優秀教員として都道府県や文部科学省から表彰された教員は、講習を一部又は全部免除
- カ 各都道府県及び市町村の指導主事（経験者も含む）は、講習を一部又は全部免除
- キ その他



「国、都道府県、市町村指定の研修に参加した教員は、講習を一部又は全部免除」の割合が最も高かった。また、「職責に応じた免除」を支持する割合も高い。主幹教諭や指導教諭だけでなく、研修機会が多く、日々質の高い教育実践が求められる教務主任や生徒指導主任等に対しても、講習の一部免除が適用されることを望んでいる会員も少なくない。

教員評価システムが十分に確立されていない現段階では、だれもが納得できる客観的な講習免除基準が望ましい。全日教連は研修実績を講習免除に反映させることが最も公正な免除認定基準であり、教員の研修に対する意欲を引き出すものとする。よって、個々の教員の研修実績を教育委員会、学校長等が把握し、それを講習の一部免除に反映させるシステムの構築が望まれる。もちろん、一部免除者の上限を定める必要はなく、あくまで教員の研修に対する意欲を尊重すべきである。

現在検討されている講習免除対象者である「優秀教員表彰受賞者」「教員を指導する立場にある者」はだれもが客観的に認定できる講習免除対象者であるとする。また、高度な専門知識を身に付け、研究を重ねた専修免許状取得者については、自動的に講習一部免除対象者として検討すべきであるとする。公正性、客観性が担保された教員評価制度の整備が条件ではあるが、ある意味、「勤務実績が良好な者」を講習を受講する必要がない者として認めることが最も理想的である。実際、日々の教育実践が講習免除の認定基準となることを求める教員は多い。一方で、教員評価システムが高い信頼を得られていない現状では、免許更新制導入初期においては有効に機能することは難しいと言える。教員が納得し、さらに自らの意欲と主体性を引き出すことが大切であり、免許更新制と連携を図ることによって各教育委員会等で実施されている研修制度が一層充実することを望む。

5 免許状更新講習の修了認定の基準について

中教審答申（今後の教員養成・免許制度の在り方について）において、「更新制は、いわゆる不適格教員の排除を直接の目的とするものではなく、教員が、社会構造の急激な変化等に対応して、更新後の10年間を保障された状態で、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ていくという前向きな制度である」としていることから、修了認定を厳格に行うために、細かな評価基準が設定されることに関しては懸念を感じる。教員のこれまでの教育実践の積み重ねがないがしろにされ、たった数時間の修了認定試験のみで教員の専門性が評価されるようなことがあってはならない。何よりも大切なのは日々の教育実践であり、本来ならそれが第1の修了認定基準であるべきである。

修了認定試験を行うのであれば、なるべく簡略化した記述式の小論文形式の修了認定試験が望ましい。なぜなら、同制度の目的を鑑みて、受講した教員の新規に獲得した知識の量や正確さを問うのではなく、教員の意欲を観点とした講習成果が問われるべきであるからだ。また、現在、各大学で行っている成績評価のように細かく評価するのではなく、合格か不合格の2段階評価で十分である。つまり、曖昧な認定基準に沿って公平性を欠く修了認定になる恐れがある以上、できるだけ簡潔な修了認定試験や評価方法が導入されることを望む。あくまで質の高い講習内容を開設することに時間や労力をかけるべきである。

6 免許状更新講習の費用負担、及び実施方法について

教員免許は個人の資格であることから、更新講習に係わる費用は個人負担とする考え方がある。しかし、国あるいは教育上の要請から同制度が導入されたことから、国が講習に係わる費用を一部負担することが必要だと考える。同制度によって教員の身分が不安定になったり、費用負担を強いたりすることによって、今後、優秀な人材を確保できなくなることがあってはならない。

また、講習参加費以外にも大きな費用負担が考えられる。僻地等に勤務している教員は勤務地から大学等までの交通費、場合によっては宿泊費等の費用負担を強いられる恐れがある。通信、インターネット等を利用することによって費用負担を軽減させることが考えられてはいるが、多くの課題がある。第1に通信、インターネット等で受講が認められている教員と大学等での受講を義務づけられている教員との判定基準が難しいことである。勤務地からの移動時間（例：60分以上）で振り分けることが考えられるが、それでも境界の曖昧さは残る。第2に修了認定の公正さに欠ける恐れがあることである。大学等での受講を義務づけられている教員に不利がないような修了認定試験の在り方が問題として残る。第3に通信、インターネット等を利用した講習の質の問題である。第2の問題とは逆に、通信、インターネット等で受講した教員が質の高い講習を受講できなかつたり、受動的な受講態度になったりして不利にならないかと危惧している。現実的には通信、インターネット等を活用せざるを得ないと考えるが、前述した課題からも、各教育委員会等が開設している研修を再構築し、その研修実績を講習免除に反映させることが必要である。そのことが、へき地等で勤務している教員の負担軽減につながり、全教員の研修に対する意欲向上にも寄与すると考える。

講習の運用面においては、まず、教員の幅広いニーズに応じた講習内容が開設できることが重要である。原則的には各教育委員会等で実施されている研修と、ある程度関連性がある5領域から講習を構成し、各領域の多様な科目群からの自由選択方式を採用すべきである。専修免許状取得者が講習一部免除される場合には、免除される領域を選択することも考えられるのではないか。免除される領域は2～3領域程度が適当だと考えるが、専修免許取得後、必要な研鑽を行わず、教員として求められている十分な知識・技能を身に付けていない場合には、講習一部免除を認めるべきではない。

このような多様な選択を可能にするためには、まず、講習開設者（都道府県教育委員会）は個々の教員に対して事前調査を行い、教員の幅広いニーズに応じた多様な科目を設定、周知する必要がある。そして、履修届等で個々の教員の受講スケジュールを把握し、それぞれの免許に応じた講習が開設できることが肝要である。また、必要に応じて講習開設者を複数設置し、学校種に応じた講習が開設されることも望まれる。

(参考) 全日教連が考える受講までの流れ、各領域の運用、講習が一部免除される教員

[受講までの流れのイメージ]

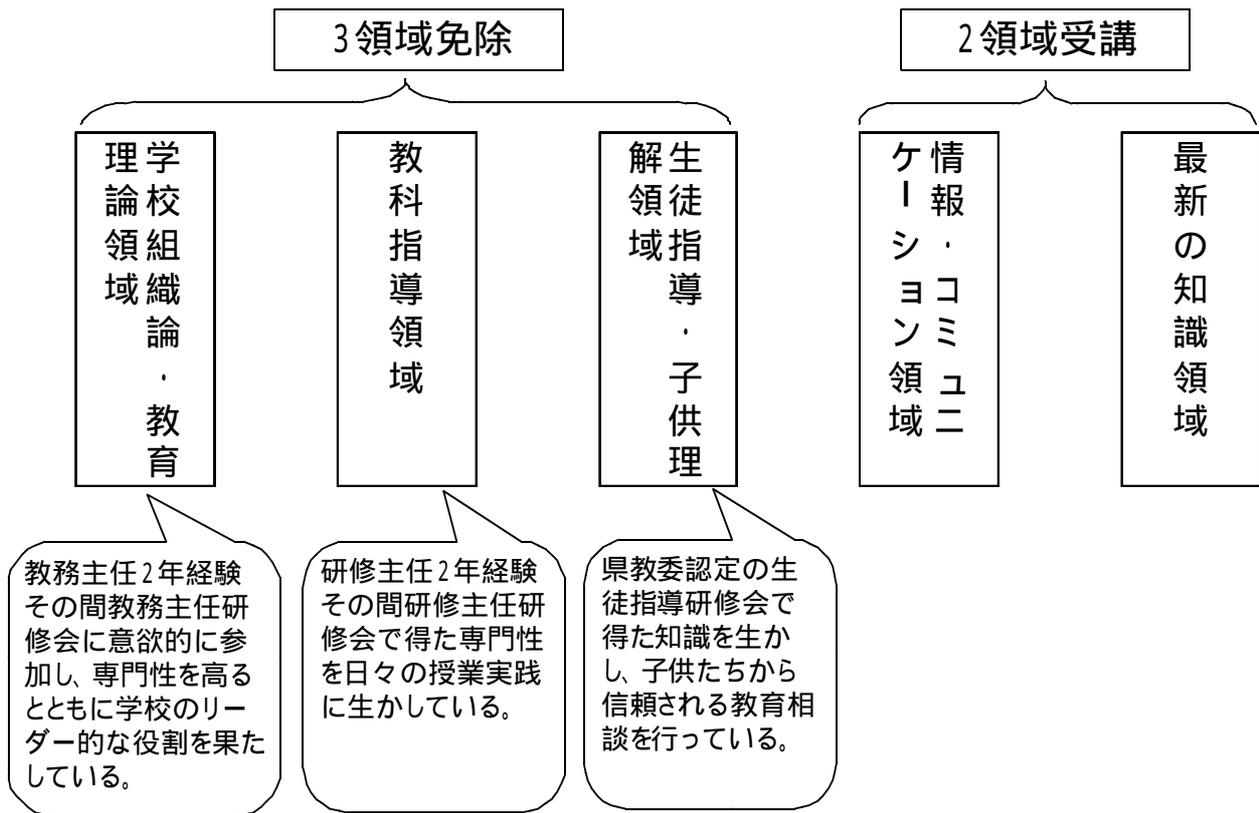
	開設者	受講者
4月	講習日時・講習内容・時間割等の第1次案を受講者に提示	
5月		各領域の履修届を開設者に提出
6月	講習の講師・教室等再調整	
7月	受講者に最終要項を周知	
8月	講習 期 夏季休業日中(平日)開催 5領域5日間	
	講習 期 夏季休業日中(平日)開催 5領域5日間	
9月	講習 期 土日開催 5領域を分割して計5日間	期修了認定結果通知・更新手続き
10月	講習 期 土日開催 5領域を分割して計5日間	期修了認定結果通知・更新手続き
11月	講習 期 土日開催 5領域を分割して計5日間	期修了認定結果通知・更新手続き
12月	講習 期 土日開催 5領域を分割して計5日間	期修了認定結果通知・更新手続き
1月	受講者評価に基づき、来年度の講習内容を検討開始	期修了認定結果通知・更新手続き
2月		期修了認定結果通知・更新手続き
3月	(次年度受講者、全て講習免除者、一部講習免除者) 受講者 講習希望調査票を提出	

[教科指導領域の運用のイメージ]

区分		A教室	B教室	C教室	D教室	E教室	F教室	G教室	H教室	I教室	J教室	K教室	L教室
9:00 ~ 9:10	10分	オリエンテーション											
9:10 ~ 10:30	80分	国語	数学	理科	社会	英語	特別支援	教育課程					
10:40 ~ 12:00	80分	国語	数学	理科	社会	英語	特別支援	学習心理					
12:00 ~ 12:45	45分	昼食・休憩											
12:45 ~ 14:05	80分	教育課程					特別支援	音楽	美術	技術家庭	保健体育	養護	栄養
14:15 ~ 15:35	80分	学習心理					特別支援	音楽	美術	技術家庭	保健体育	養護	栄養
15:45 ~ 16:25	40分	修了認定試験											
16:25 ~ 16:40	15分	評価アンケート											

選択科目 80分×4講習 = 320分 修了認定 40分 計 360分

[研修実績によって講習が一部免除される教員のイメージ]



各都道府県教育委員会が更新講習の代替研修会として扱う各種研修会を早急に整備する必要がある。しかし、平成21、22年度の受講対象者については、代替研修会に参加する機会が少ないため、後の受講対象者と比べて不利にならないように配慮することが必要である。例えば、学校長が過去の研修実績を基に、教員評価の一環として講習が一部免除される教員を評価し、各都道府県教育委員会が認定を行うことが考えられる。

専修免許状取得者は、研修実績にかかわらず講習が一部免除される教員として扱われるべきだと考える。

7 最後に

教育基本法第9条には、教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないことと、その使命と職責の重要性に鑑み、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならないことが明記されている。この素晴らしい理念が実質的に教員免許更新制においても反映されることを望む。また、同制度の適切な運営によって、教員研修が一層充実していくことを強く望むものである。

教員免許更新制の運用について検討経過に関する意見

H19.10.24

日本高等学校教職員組合

罫線枠内は重点項目、各項目ごとの詳細については下記をご参照下さい。

現職研修制度と教員免許更新制更新講習の整合性について

当初、教員免許更新制は教員誰でも最新の知識を刷新するという事であったが、検討を踏まえ必修の部分とそれぞれの特異性・専門性に配慮した選択的なものまで検討がなされている。そのこと自体は否定するものではないが、そうであれば10年経験者研修などあらゆる現職研修と免許更新講習との整合性を図るべきである。

免許更新の期間について

免許更新講習は、有効期限が切れる最後の2年間で割り振られ、必修部分と専門的な選択部分に分けて制度設計がされようとしている。その専門的な選択分野は、で触れているとおり共通するものが予想されるので、あらゆる現職研修と整合性を図る必要がある。特に10年経験者研修は、その導入経緯からも内容が重複することは明らかである。免許取得後すぐに教職に就かなかった場合や途中で新たに教員免許を取得した場合など、更新期間と10年経験者研修が重ならない可能性は高い。必修部分については、有効期限の切れる最後の2年間で行うことで良いが、それ以外の専門的な選択部分については、2年間という縛りをなくし、10年経験者研修や他の現職研修を免許更新講習に割り振るとするなど柔軟な対応をするべきである。またそうしなければ、優秀教員の免除が過去10年間の期間内とされている事との整合性が図れない。

教員免許更新制度の試験と評価について

免許更新講習内容によっては、試験が馴染まないものも考えられるので、修了認定は受講を持って修了・認定とできることも含めて柔軟に対応すべきである。また、試験を行う場合においても点数化し序列をつける必要性は全くなく、合否判定のみで十分である。点数化し序列をつけることには問題が多い。特に、子どもたちと向き合うべき時間をその試験対策に費やすことなどがあってはならないことである。

教員免許更新講習について

免許更新講習開設者が基準を満たし、多くの講習から資質向上を図る上で自分のニーズに合わせた講習を選べるのが理想であるが、最新の知識であること、認定基準を満たす事、事前・事後の調査や評価など様々なクリアすべき基準が多ければ多いほど、開設者が限定されてしまう恐れがある。このような理由から、これまでの教育委員会などが主催する研修、あるいは営利法人やNPO法人などが行っている講習を免許更新講習として開設できるよう検討する必要がある。

人材の確保について

人材確保の観点から、免許更新制の導入に当たって教員希望者が減少するような制度となつては本末転倒である。また、非常勤・常勤講師の確保が難しくなることも予想されるのでその面でも十分な配慮が必要である。さらに、免許更新をしなければ失職してしまうという精神的な負担などもあるので、処遇の改善などの考慮がされなければ人材確保は難しい。また、55歳以上の高齢者の免許更新講習の実施については、これまでの十分な経験、同年齢の者が管理職等で免除になっている割合が高いこと、さらに高齢者の離職率が高くなっていることなどを鑑みれば、更新講習を免除することが望ましい。

各項目ごとの意見

1. 有効期間の更新及び更新講習修了確認の在り方

(1) 免許状更新講習の受講対象者及び免除対象者

・免許状更新講習の受講対象者について

ワーキンググループ(以下WG)で検討の通り、教員に準じて、幼児・児童・生徒に対する教育活動に日常的に関わる職にある者については、免許状を所持することがその要件となっていない実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員にも、幼児・児童・生徒の成長に影響を与え得ることから、受講を認め、更新し得ることとすることが適当である。

また、教員に採用されることが内定している者、常勤・非常勤に関わらず、今後教員として採用される可能性がある者については、内定している者に限らず講習の受講を広く認め、いつでも教壇に立てる状態にしておく必要がある。よって、将来教員になる可能性がある者をリスト化し、それに掲載されている者などについては、講習の受講を認めることが適当である。

・免除対象者について

WGが検討している通り、優秀教員表彰者、教員を指導する立場にある者は、知識技能その他の事項を勘案して、講習を受ける必要がない。ただし、優秀教員表彰者で、部活動の功績を評価され表彰された者については、生徒指導分野など様々な分野において指導力が発揮されたことでその功績が認められた訳であるから、すべて免除とまでは行かなくとも、免許管理者の判断によって一部の更新項目について免除されるべきである。

免許の有効期間である10年の間で優秀教員に選ばれた方が、更新講習免除ということであれば、指導的な立場にある者についても、その10年の間でその立場にあったものと言える。しかし、指導力に問題がある等の理由により降格した場合においては、免除にならないという事が妥当である。

人事考課等による勤務実績優秀者については、WGが指摘するような懸案事項がある他、その制度の公平・透明・客観性を高め、信頼できる制度が構築されていない現状において、免除対象者に含めることは慎重であるべきである。また、評価は10年の有効期間があるなかでの時点(毎年、1年でも優秀という評価をされればよいのかなど)ならよいのかという課題もある。

それよりも、後に詳細に触れるが、様々な団体が主催する研修を免許更新制の認定講習に適するかどうか判定し、認定された研修を更新期間の2年間にこだわらず積極的に受講・修了

した者は免除対象にすれば、自主的な研修の活性化、資質向上、知識の刷新に繋がる。

・初回の修了確認期限の設定の方法

WGが検討している考え方が適当ではないかと考える。ただし、免許管理業務が複雑かつ大幅に増えることに鑑み、免許管理業務に携わる職員の増員及び体制強化等を行うこと。また、免許保持者の意識を高めることを周知徹底し、更新漏れなどで教壇に立てなくなるなど現場の混乱を最小限に抑える方策を十分検討しなければならない。

・有効期間の延長及び修了確認期限の延期

WGが検討している考え方が適当ではないかと考える。特に、不測の事態等においては、免許管理者の判断で柔軟に対応できるようにしなければ、教員が免許更新されずに教壇に立てなくなることで児童・生徒に大きな影響を与えるなど、現場の混乱を招く危険性がある。

2. 免許状更新講習の在り方

(1)講習の開設認定要件

・開設主体について

WGが検討しているように、最新の知識技能を修得させるために十分な能力を有する主体が積極的に参画できるよう、認定課程を有しない大学等の講習の開設や、教職課程を担当しない者が講師となることについても、更新制の趣旨に照らして十分と認められる場合には、認定がなされるよう配慮することが必要である。また、各教育委員会、教育センターなどは、これまでも現職研修を実施してきており開設者として認定されるべきである。さらに営利法人、NPO法人などにおいても開設が適当であると認定されれば良い。WGは、専門性が高く受講生が希少なものについて独立行政法人教員研修センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人科学技術振興機構なども候補に挙げている。それを否定するものではないが、専門性が高いものについては特に、10年経験者研修などと十分に整合性を図らなければならない。放送大学など通信教育も候補に挙げられているが、受講の確認と試験及び評価と整合性を図らねばならない。放送大学などは受講者が多いことが予想され、試験やレポートで評価する場合、誰がそれを確認・評価するかなど検討課題は多い。

・講習の内容について

すべての教員に共通して必要な課題を取り扱うことが必要であるが、学校種や教科種によって必要な内容が異なることもあるので、共通の課題を扱うこととしつつ、教員のニーズに合った講習を受講できるよう配慮することが不可欠である。しかしながら、これまで各県教育委員会などが実施している10年経験者研修など様々な研修と重複するものが考えられる。研修と免許更新制との整合性をしっかり図ることが先決である。

特に、栄養教諭、養護教諭、高校の専門高校における実習教諭など、専門性が高い者については特段の配慮が必要である。

講習の講師

・講習の講師

WGが検討している講習の講師で異論はない。ただし、講習の開設者及び講師について、

かなり幅広い者の参画を認めることとなれば、講習の質の確保が図られるか、特に各県でのバラツキを最小限にとどめるための方策が必要である。

離島や山間部等のへき地に勤務する者をはじめ、講習の受講に係る教員の負担をできるだけ軽減するとして、通信や放送、インターネット、ビデオ教材等を活用した講習も妨げないとしている。この点については理解できる。しかし、各講習の課程の修了に当たって、修了認定試験が必要であるとしており、試験の適正性を確保、本人確認が確実に行われる方法も問題であると同時に、誰が評価を行うのが大きな問題である。その理由としては、通信や放送、インターネット、ビデオ教材等を活用した講習の実施をどこまで認めるのか、できるだけ幅広く認めるとなると、受講者が多くなることが予想され評価(採点)を誰が行うかなど問題がある。

印刷教材を活用する場合、30時間の学習を必要とする教材の分量はおおむねA5版70ページ程度であり、これを標準として考える必要があるとしているが、このような分量を規定するよりも何を学んで欲しいかという観点が重要でありその必要はないと思われる。また、印刷教材の活用のみで更新受講修了とも取れてしまうが如何なものか。

・講習の実施方法

講習の実施方法について、「事例研究や場面指導、グループ討議のほか、指導案の作成や模擬授業を取り入れたりするなどの工夫を図ることが重要であり、奨励されるべきであるが、開設される講習の十分な確保の観点から、講義形式によるものも排除しない」とWGは、検討している。そもそも免許更新制は、教員すべてが最新の知識を刷新するのが目的であったはずであり、模擬授業や事例研究などは想定されていなかったのではないか。仮に、このような内容を導入するのであれば、これまでも何度も言っているように10年経験者研修などこれまでの研修制度と整合性を図らねばならない。

講習の質の確保

講習の質の確保として、「免許状更新講習の開設者は、免許状更新講習の実施前に受講者の課題意識について調査を行い、その調査結果を文部科学大臣から認定を受けた範囲内で講習内容に反映するよう努めなければならない。また、免許状更新講習の実施後、実施した講習について、効果等について評価を行い、その評価結果を公表しなければならない」としている。そして、「文部科学大臣は、認定した講習に関し調査を行い、又は報告を求めることができる」としている。受講側からすれば、ニーズを調査していただく事および事後評価により講習が有益かつ効果的な講習となることは理想的ではあるが、このことが開設側の大きな負担となってしまう開設者の確保がどの程度できるのか懸念される。

(3)講習を受講すべき期間

WGは「講習を受講し、修了すべき期間は、免許状の有効期間が満了する日又は修了確認期限までの2年2月間とする。ただし、免許状の有効期間の更新又は更新講習修了確認の申請は、有効期間の更新については有効期間が満了する日、更新講習修了確認については修了確認期限のそれぞれ2月前までに免許管理者に対して行わなければならない」としている。

これまでも、いろいろなところで述べているが、2002年に免許更新制に代わるものとして導入された10年経験者研修と先ず整合性を図る必要がある。そこで問題となるのは、免許取得と採用が2年以上ずれている場合に10年経験者研修と免許更新制を両方受けるのか、整合性を図

り重複しているものは免除になるのかという問題である。当然、重複している部分について有効期限の10年間に於いて終了間際の2年より以前に10年経験者研修があれば免許更新講習と重複している部分は免除とすべきである。10年間で優秀教員の表彰を受けた者が免除になることからそのような措置は必要である。これをさらに拡大すれば、10年間の有効期限内で更新講習と認定された研修は自主的に受けられ、そして2年間の更新期間内の講習を免除にすべきである。必修となる講習については、当然その2年間で講習を受けるべきとは考えるが、選択的なものについては計画的に講習を受ける事ができるよう配慮する事は必要である。

(4)複数の免許状を有する者の更新の在り方

WGが指摘しているように、学校種・教科種にかかわらず共通的な内容を取り扱う「教育の最新事情に関する事項」については同様のものとする。学校種・教科種に応じた内容を取り扱う「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」については、職務の特性等を考慮し、教諭の免許状の種類によって講習の内容はそれぞれふさわしいものとするべきである。この点でも、10年経験者研修と整合性を図る必要があるのは言うまでもない。

(5)修了認定の在り方

修了認定の基準

WGが検討している内容で異論はない。講習の到達目標は講習の内容と合わせ告示で示し、この到達目標に照らし、最低限の理解が得られている場合に修了認定を行うとすることで良い。

修了認定の方法

講習の課程の修了認定(課程の一部の履修の認定を含む。)は試験により行くとされている。成績を点数化し序列をつけるということであるが、の修了認定の通り、最低限の理解が得られているかどうかの判定をするだけにとどめるべきで、点数化する必要は全くない。(合否の判定のみ、否の判定者に関しては理解不足の部分を指摘するなどの配慮は必要)

序列をつける目的が全く見あたらないばかりか、その弊害の方が大きい事が予想されるためである。例えば、採点基準の問題、開設者(担当者)によって難易度の差が大きいこと、序列が一人歩きしてしまうなど様々な問題が懸念される。また、試験以外にもレポートなどによって判定されるような方法も必要である。特に遠隔地で放送大学の受講者などについては、統一試験などは難しいと考える。レポートがその本人によるものであることを確認(例えば勤務校の学校長にチェックしてもらうなど)できれば良いと考える。模擬授業、研究討論なども考えられるが、これも10年経験者研修などの整合性を図った上で行うべきであり、30時間と言う限られた時間内で可能かどうか疑問である。

3.その他配慮すべき事項

(1)講習の費用負担の在り方

WGでは、講習受講者の受講料及び受講に係る交通費等経費については、教員免許が個人の資格であることを鑑みれば、本人負担を原則とするべきとしている。しかし、これまでの免許取得者にとっては、無期限の資格に有効期限が定められると言うことで大幅な不利益変更と言わざるを得ない。国会審議において、受講費用の負担を軽減するための措置を講ずることとの

指摘があったことを踏まえ、国は、平成21年度年度概算要求において必要な予算の確保に努めるべきである。また、常勤・非常勤の講師のリスト掲載者は更新講習を受けられるが自己負担が多い場合に講習を受けないことなども考えられる。そうなれば、一層講師の確保が難しくなると言える。

(2)必要な配慮(へき地、障害者等)

WGが指摘するように、へき地や障害者等にも十分な配慮が必要である。地域によっては、必要に応じて県と大学等との連携、調整等の取組を促進しなければ十分な講習が開催されないことが予想される。

(3)教員以外の者の採用についての配慮

WGの指摘の通り有効期限が過ぎていても、免許を取得した事実は変わらず、採用においても不利益を及ぼさないようにすべきである。

また、常勤、非常勤講師の確保が非常に難しくなることが予想される。特殊な教科については現在でも非常勤・常勤の講師を確保するのが難しい。リスト掲載者以外のペーパーティーチャーが更新講習を受けられないということで、一層その確保が難しくなるので、期限切れであっても、更新講習を受講することを前提に講師として採用できるような特例を設けるべきである。

(4)講習の講師等に対する適切な措置

WGの指摘の通り適切な措置が必要である。

(5)制度の周知

WGの指摘の通り、教員免許更新制を円滑に実施するためあらゆる方策を検討すべきである。特に、この制度が導入されることで人材確保がままならないような状況になることは絶対に避けなければならない、教員の資質向上と人材確保の観点から処遇の改善に繋がるものとならなければならない。

(6)現職研修との整合性の確保

これまでの部分で随所にこの点を指摘してきたが、教員の負担軽減等の観点から、講習と10年経験者研修をはじめとする現職研修との整合性の確保のための検討を行う必要がある。

教員の多忙化や子供と向き合う時間を確保する必要性が指摘されるなかで、今回の更新制の導入により、教員の更なる多忙化を招かないよう配慮するとともに、効率的効果的な専門性の向上を図るため、現職研修全体のなかでの10年経験者研修の在り方について、今後検討していくことが必要である。

「教員免許更新制の運用についての検討経過(案)」に関する意見について

2007年10月24日

全日本教職員組合中央執行委員会

はじめに

教員免許更新制について、私たちはこの制度導入を答申した2006年の中教審答申以来、この制度が大学における教員養成と開放免許制度という教員免許法の根本を崩す制度であること、教員の身分を根底から掘り崩す重大問題をもった制度であること、制度の恣意的運用がおこなわれれば、時の政府の言いなりにならない教員の教壇からの排除につながる制度であること、などの問題点を指摘し、この制度の導入に反対の立場を明らかにしてきました。

ところが、2007年6月20日、教育職員免許法「改正」が成立し、2009年度から実施されるということになりました。そもそも教員免許更新制は、免許の授与もしていないものが10年後にそれが有効であるか無効であるかを認定するという制度であり、本来的な整合性に根本的な問題点を持つものです。しかし、この教育職員免許法「改正」では、制度設計にかかわるほとんどの部分が「教育職員免許法関係省令」にゆだねられており、法律として重大な根本的欠陥をもっていると指摘せざるをえません。中教審においてはこの省令策定にむけ、審議がすすめられているところですが、現時点で出されている標記「教員免許更新制の運用についての検討経過(案)」(以下(案))についても、大きな疑問と懸念を持たざるをえません。教員免許更新制の実施スケジュールの中では、今年度中の省令改正となっていることは承知していますが、後に私たちが提起する疑問をはじめ、他の教職員団体、関係する大学や教育行政から、これまで、あるいはこれからも提起されてくる疑問が解明されるまで、制度をスタートすべきでないと考えます。それは、この制度が戦後半世紀以上にわたって確立され、運用されてきた教員免許法の大転換をおこなうものであり、何よりも教員の失職という大問題を持つ制度であるからです。このことをまず最初に問題提起したうえで、以下、いくつかの問題と懸念について述べたいと思います。

制度設計にかかわって懸念されるいくつかの問題点

受講対象者について

教員免許法では、受講対象者は「現職の教員、教育の職にある者、教員採用内定者及び教員採用内定者に準ずるもの」としています。そして(案)では、「教員採用内定者に準ずる者」として「常勤・非常勤に関わらず、今後教員として採用される可能性がある者については、講習の受講を認めることが適当である」と述べています。

この間文部科学省がおこなってきたいわゆる「定数崩し」によって、臨時的任用教職員の数は大幅に増加しています。たとえば大阪では定数内の臨時的任用教職員でさえ2000人をはるかにこえる人数となっており、これに非常勤講師を加えるとその数は膨大です。これに対応できる制度が果たして可能なのか、大いに疑問です。

さらに、この更新講習は、単なる研修ではありません。講習を受講して認定されなければ、免許を失効し、職を失うという重大な制度です。ただでさえ不安定な身分に置かれている常勤・非常勤など臨時的任用の立場の人をさらに不安に追いやるようなことをやってよいのでしょうか。しかし一方で臨時的任用教職員に対する研修は必要であることも事実です。それならば、免許更新講習とは別立ての有意義な研修の保障が構想されてしかるべきではないかと考えます。真摯な検討を求めます。

講習の免除対象者について

(案)では、講習の免除対象者について、優秀教員表彰者、教員を指導する立場にある者、とし、に校長、副校長、教頭などをあげています。そして(案)では、校長等について「職員を監督する職でもある校長(園長)…は、いずれも教員を指導・監督する立場にある者であり、十分な知識技能を備えていると考えられることから、講習の受講を免除することが適当」とされています。しかし、中教審教育課程部会での論議でも「校長であるからとい

って、教育について十分な知識技能を備えているとは限らない」という意見も出されたように、そうした実態があることも事実です。(案)では、そうした意見も反映して「その職に就いた後、必要な研鑽を行わず、その勤務実績から教員として求められる十分な知識技能を有していると認められない場合には、免除を認めないことが適当である」と慎重に記述しています。これについては、記述の趣旨どおりの運用を求めるものです。

更新講習の開設者と講習の認定主体について

(案)では、更新講習の開設者として、大学だけではなく、都道府県教育委員会もふくめています。講習開設者に都道府県教育委員会をふくめることは、大きな問題であると考えます。8月31日に全国都道府県教育長協議会が提出された「教員免許更新製の制度設計に係る意見」(以下、「意見」)においても、「都道府県教育委員会は、教員に対する分限処分等の権限を持っており、そのうえに講習の修了認定等を行う権限を持つことは、好ましくない」と述べられていますが、そのとおりだと思います。教員の任命権者であり、教員の人事権をもつ都道府県教育委員会が講習を開設し、認定する制度をつくってしまえば、教育行政の恣意による認定という懸念がつきまとい、制度そのものの信頼性を根本から疑わせるものになるばかりか、こうした制度自体が教員に対する脅威としてはたらき、教員を萎縮させてしまうことは明らかです。教員が萎縮した状態におかれてよい教育ができようはずがなく、それは子どもの教育に否定的な影響を与える危険性を持つものです。

中教審教育課程部会においても、「開設者の絞り込みが必要ではないか、大学では理論が中心になり、教育委員会がおこなえば実践的になるという面はあるものの、教育委員会がおこなえば恣意的になる、検討の余地はないか」という意見も出されているところであり、それらもふまえ、「意見」の趣旨も尊重して、(案)を抜本的に見直し、更新講習の開設者と認定者に教育行政をふくまないという結論を出されるよう強く求めるものです。

教員免許更新講習の講師について

(案)では、講習の講師について、「認定課程を有する大学の認定課程を担当する教員」があげられています。それは当然、社会的にも、受講対象者となる教員にも承認されうるものだと考えます。ところが、それ以外に「教員や教員であったもの」「その他文部科学大臣が適当と認めるもの」というきわめてあいまいな規定が盛り込まれています。そうなれば、講習を担当する大学の教員がいなければ、誰でもよいということにもなりかねず、大きな問題です。(案)では、退職教員や現職教員について「特に優れた識見を有する者」と述べられていますが、客観的基準はきわめてあいまいといわざるをえず、こうした制度では現場の信頼を得ることはきわめて困難です。講習をおこなう講師については、もっと厳密に規定するべきであると考えます。

更新講習の内容について

(案)では、更新講習の内容として 教育の最新事情に関する事項、教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項、とし、の中に「教育政策の動向についての理解」をふくめています。フィンランドのように、平等、無償、義務教育段階での共通教育など、教育政策についての政党間合意や国民合意がつけられている国であるのならばともかく、日本の場合は、たとえば教育バウチャー制度についても、教育再生会議と文部科学大臣の間でさえ、その見解は大きく分かれるものであり、教育政策を更新講習の内容にふくめることには、大きな問題があると考えます。また、教育政策をどうとらえるかについては、講師の学問研究の自由の範疇であり、一律の講習をおこなうことは、学問の自由に対する侵害となりかねません。さらにそれは、受講者である教員の学問の自由にもかかわる問題となります。つまり、教育政策動向に対する批判的見解を持つものが不当に低く評価されたり、あるいはそのことをもって認定されないというようなことがあれば、更新講習が受講者に対する踏み絵の役割を果たすことにもなりかねません。まさに、更新講習が恣意的に運用されかねない大きな問題であり、教育政策動向を講習内容にふくめるべきではないと考えます。

いわゆるペーパーティーチャーにかかわる問題について

(案)では、「教員免許状を有している教員以外の者(いわゆるペーパーティーチャー)は、採用内定等されない限り、免許状更新講習を受講できない」とされています。しかし「有効期限の満了により、これらの者の免許状が失効した場合には、免許状を有していないことを理由に採用試験を受けさせないという扱いを受ける恐れがあり、結果的に免許状の授与から10年以上経過している者について、教員への道を閉ざしてしまう」ことになるから「国は、有効期間の満了により免許状が失効していることや、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けていないことのみをもって、教員採用試験を受けさせないこと及び採用しないことのないよう」と述べています。ということは、免許状が失効していても採用試験が受験できたり、その結果によって採用されたりすることがありうるということになります。ペーパーティーチャーに対して、こうした配慮ある対応をおこなうというならば、教員に対しても免許更新講習で認定されなかった場合に、たとえば「追試」などにあたるような、できるだけ期間をおかずに再チャレンジできる制度を組み立てるべきではないでしょうか。検討を求めます。

複数免許保持者の更新について

複数免許保持者について、(案)は、「複数の教諭の免許を有している者であっても、30時間の講習を修了することにより、すべての免許状の有効期間が更新されることとすることが適当」と述べています。その場合更新講習の結果認定されれば問題は起こらないかもしれませんが、たとえば英語と社会科の免許を保持して英語で更新講習を受け、認定されなかった場合には、社会科の免許も失効することになるのかどうか、不明です。また、同じ複数免許保持者でも、複数免許を同時期に取得した教員と、たとえば英語の免許を取得して10年後に社会科の免許を取得した教員とが存在します。この場合、前者も後者も同じルールが適用されるのかどうか不明です。

つまり、複数免許保持者に対してその1つの免許を更新すれば他の免許も更新したことにするというやり方が論理的整合性を持たないものです。これが教員の身分の喪失をとまなわぬ研修制度であるならば、問題は顕在化しませんが、教員免許更新性における講習は、その認定の如何によって免許が失効し、失職する制度であるから問題は深刻にならざるをえません。複数免許保持者に過度な重圧を与えない、できるだけわかりやすく簡素な制度設計とすることを求めます。

現職研修との整合性について、とりわけ10年経験者研修との関係について

(案)では、「現職研修全体の中での10年経験者研修の在り方について、今後検討していくことが必要」と述べています。そもそも10年経験者研修は、2002年2月21日に中教審がおこなった「今後の教員免許制度の在り方について」答申で、教員免許更新新制の導入を見送った見返りとしてつくられた制度です。教育職員免許法が「改正」され、教員免許更新新制を導入することが決まったのだから、10年経験者研修は廃止するのが当然であると考えます。

受講者の負担の問題

(案)では、講習を受講すべき期間を長期休業中が中心になると想定していますが、春休みは、年度末、年度初めにあたり、人事異動などもふくんでもっとも動きの取れない時期です。また、冬休みは、年末年始をはさむ時期であり、これも多忙な時期です。夏休みも教員はほとんど毎日出勤して校務を遂行しているのが多くの教育現場の実態であり、これに加えて子どもたちへの個別の指導、部活指導をはじめ大変多忙な中にあります。加えて近年一部の地域で導入されている「2学期制」の場合は、すでに夏休みの短縮などもおこなわれ、教員はますます多忙になっています。さらに、中教審教育課程部会の審議においては、改訂学習指導要領における授業時数増の提案のために、夏期休業の短縮も提案されているところであり、夏期休業中に教員が腰をすえて研修できる条件はすでに大変困難になっているのが実態です。(案)がいうように、受講すべき期間に「それぞれ2回ずつ春・夏・冬休みがあれば、多忙な教員であっても受講する機会が得られる」という認識は、現場の超多忙な実態をふ

まえないものといわざるをえません。このなかで更新講習を受けるということになると多忙化にいつそう拍車がかかり、日常の教育活動に支障をきたすことにもなりかねません。(案)では、主に離島やへき地に勤務する教員を想定して、「通信や放送、インターネット、ビデオ教材を活用した講習の実施も妨げられない」としていますが、教員の過重負担にならないよう、実態に応じて適用範囲を拡大するなど、柔軟な対応をおこない、教員の勤務実態を十分配慮した制度設計をおこなうべきであると考えます。

また、講習にかかわる費用を自己負担させることも大きな問題です。教員が望んでもいない免許更新制を入れ込んだうえに、費用も自己負担させるのは本末転倒です。講習にかかわる費用は公費で負担するのが当然であると考えます。

教員免許管理について

なお、(案)では、ふれられていませんが、教員免許更新制の前提としての、教員免許の管理は重要問題であり、一言意見を表明します。この問題については、教員免許が果たして正確に管理できるのかという重大な懸念があります。県費負担教員の免許は、当該教員が勤務する都道府県教育委員会が免許管理者であることから、その教育委員会によって免許は管理、把握されていますが、いわゆるペーパーティーチャーの免許や市町村立高等学校、私立学校の教員の免許は、免許管理者である都道府県教育委員会は直接把握していません。教員免許更新制の制度の前提として、ペーパーティーチャーもふくめれば、500万人とも言われる教員免許保持者の免許が正確に把握、管理されていなければなりません。いわゆる「消えた年金」問題では、個人情報の管理のずさんさが白日の下にさらされました。この教訓から、今回の制度立ち上げにあたっては、すべての教員免許保持者を確認する作業がおこなわれることが前提とならないと運用の前提が崩れてしまいます。そのうえで、教員免許保持者の免許管理が正確におこなわれることが必要です。「意見」においてもこのことが懸念され、「現在、国において進められている一元的な免許管理システムとすでに各都道府県教育委員会で構築されている免許管理システム、人事管理システム等との連携が課題となる」と述べられているところです。そのためには、「意見」も述べているように、「原簿管理だけでなく、免許状の授与・更新等の申請、免許状の授与・更新通知などの一連の事務手続きをシステム上で行えるようにする」ことが求められます。これをおこなうためには、法改正も必要となってきます。

免許管理については、プライバシー保護と一人のもれ落ちもない免許管理を両立させた制度が必要であり、慎重な検討を求めます。

まとめにかえて

以上、指摘したように、制度設計の根本にかかわる問題が山積していると考えます。このまま実施すれば、教育委員会における免許管理においても、いわんや現場においても大混乱が生じても不思議ではありません。これは、教員免許更新制が諸外国でも例を見ない教員の失職にもかかわる重大な制度であることに根本原因があり、しかも、法改正時点で必要なシミュレーションもおこなわず、肝心要の点は、すべて省令にゆだねるといわずさんな対応をとったことに起因するものです。

このことから、結局、法律上は、免許失効による失職という法制度ではあるが、制度運用上は、よほどの特別の事情がないと失職させない研修制度という大前提から制度設計しない限り、上記のすべての疑問を満たす制度設計はできないということではないかと考えます。たとえば、更新講習申請の時期になっているにもかかわらず更新講習受講を申請しない教員については、免許管理者から受講申請の督促をおこない、度重なる督促(3度あるいは5度という回数を決めてもよし)にもかかわらず、期限までに受講しなかったものについてのみ、免許を失効させるという制度として作りあげるとすれば、上記の諸矛盾はおおかた解決されるのではないのでしょうか。なお、いわゆるペーパーティーチャーについては、現に教員であるものとは別の制度として、その人が教員になろうとしたときに、必要最低限の研修を用意し、その受講をもって講習とみなせば、問題は生じないと考えます。

以上、提起した問題もふくめ、抜本的な見直しをおこなうことを求めたいと考えます。

中央教育審議会
初等中等教育分科会
教員養成部会 様

平成19年11月19日

全国教育管理職員団体協議会
会長 田中隆夫

教員免許更新制度について(意見書)

教員免許の更新制度の目的である「その時代で必要とされる資質能力が保持されるよう最新の知識・技能を修得すること」は教員にとって必要不可欠で、誠に意義あることである。その導入に賛意を表したい。

また、中央教育審議会をはじめ、国会等の委員会、各種会合での真剣な討議で内容の充実が図られていることを高く評価している。

各種会合で出されていることも含めて、本協議会の意見を記す。

1. 講習内容や実施方法を開設者に任せてしまうのは、公平性に欠ける心配がある。現行の大学の教職課程や各教育委員会が行っている研修内容を取り入れるなどして、一定の枠組みを決めた上で、開設者や実施方法の検討に入るべきである。講習内容講習実施方法、認定までの一貫したシステムを構築する検討委員会を作り審議する必要がある。
2. 講習に出席することだけで「修了」ではなく、修了認定をきちんと定めただたことはよい。「修了認定」には、公平・厳正・客観的な判定が必要である。講習内容についての各種基準のイメージが別表に示されているが、確認指標がすべて「～を理解し、説明できる」となっている。記憶中心のテストになる可能性が高い。簡単なことではないが、知識だけでなく、技能修得、実践力育成の評価システムの導入を期待する。
3. 免許更新者全体に対する制度であるが、実質的には、一部の免除者を除き、現職教員に受講を義務づけるものである。無理なく、無駄なく、安心して受講するために、次のことが望まれる。

受講者は、様々な地域環境のもとで勤務している。一部の者は受講のために交通費・宿泊費等で相当の経費負担が予想される。個人負担を可能な限り減ずる配慮が必要である。

講習参加時のサービスは、研修か職免とし、公務災害の適用とする。

通信、放送、など多様なメディア活用が考えられていることは、受講者にとって歓迎出来ることである。

講習免除者拡大、複数免許を有する者の更新のあり方に配慮が見られていてよい。

- 4 . 現場では、産休・育休や、病気などの教員が出た場合、臨時に任用する「非常勤講師」の依頼や任用に大変な苦勞を強いられている。「非常勤講師搭載者不足」の現状に加え、教壇に立つには、更新講習受講が条件となるこの制度導入で、「講師不足」がさらに強まるのでは、と危惧している。
ペーパーティーチャーの更新講習受講要件の検討が必要である。

「教員免許更新制の運用についての検討経過(案)」に関する意見

平成19年10月26日

日本教育大学協会

この意見は、示された「教員免許更新制の運営についての検討経過(案)」を日本教育大学協会会員大学に対して意見を募り、会員大学から提言のあったものを会長の責任において集約し意見としてまとめたものである。

意見をまとめるのにあたっては、平成21年度より免許更新制が導入されることを踏まえ、制度の具体的な運用の方針について示された内容を対象とし、主に開設者となる大学の立場としての意見のほか、その他配慮すべきことなどについてまとめた。

また、各会員大学からは具体的事項についての質問や免許更新講習の試行についての意見等も出されたので、時機に応じ明示され、また試行の運用にあたっての参考とされたい。

1. 有効期間の更新及び更新講習修了確認の在り方**(1) 免許状更新講習の受講対象者及び免除対象者****講習の受講対象者**

(意見)

受講対象者の確認は、受講対象者であることの証明書をもって、「一義的には講習開設者が受講申込み時に行うこと」とされており、当該証明書の真偽確認まで行うことは困難である。教育委員会から受講対象者である旨の葉書等を本人宛に送付し、その写しを添付することで対応するなど、簡易な手続き方法を検討願いたい。さらに言えば、受講対象者かを判断する情報は教育委員会が持っていることから、大学は受講希望者を受講させ、可否を判断し、本人はその結果を教育委員会に提出する方法で十分ではないかと考える。受講対象者であるかは教育委員会が受け取る際に確認すれば良いのではないかと。

講習の免除対象者

(意見)

「講習の講師になっている者」に対して、一律に全ての講習が免除されるのではなく、限定的に免除すべきではないかと。

都道府県教育委員会との人事交流による教員で、附属学校園に6年以上勤務した者は、本人の申請により教科指導等の講習を免除することはできないか。

教職大学院は「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のため今日的教育課題について教育を行う」ことを目的とした教育課程であるため、「教職大学院修了者」は終了時において講習認定された者と扱うこととし、免除対象者にできないか。

免除対象者の範囲を拡大することには賛成であるが、以前の資料と比べると講習内容のイメージが教育者としての本質的な特性等より「その時々で教員として必要な知識技能」に重点化されたように感じる。管理職であってもその時々、立場で必要な知識技能は存在することから、免除対象とする理由が不明確になったのではないかと。

(2) 初回の修了確認期限の設定の方法**(3) 有効期間の延長及び修了確認期限の延期**

(意見)

旧免許状を所持する現職教員に対する修了確認期限の設定方法を明示されたい。また、延長又は延期を行うことができる範囲を明示されたい。

新免許法の施行は平成 21 年 4 月であるが、それ以降も、旧免許法に基づいて所要資格を満たした者については「旧免許状」が授与されるのであれば、平成 24 年度までに取得される免許状のほとんど有効期限の定めがないことになり、平成 32 年度の年度末に初回の修了確認期間を割り振られる者が相当程度集中するのではないかと懸念される。

2. 免許状更新講習の在り方

(1) 講習の開設認定要件

講習の開設者

(意見)

都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会を含めるべきでない。

免許管理者である教育委員会が講習の開設主体になり得るとすれば、教育委員会が講習開設の有り様を任意に決定することができ、その場合、講習の大部分が大学に委ねられる場合もあり、大学等はどの程度開設すべきか判断しがたくなり、講習開設に関する大学の主体的判断の余地が狭められ、大学が講習を開設してもほとんど受講者がいないということもあり得るのではないかと懸念される。

反対に、講習の開設主体を教育委員会中心に構想するのであれば、大学等を講習の開設者としては副次的地位に置く(大学等は講師の派遣元となればよい。)ことでよいのではないかと懸念される。

教育委員会等に開設を認めるとしても、原則を明確にするため、全時間数の半分以上は大学での講習を義務づけるべきであり、NPO法人や営利法人にも開設(あるいはこれら法人への一部の内容の実施の委託)することを認めるべきではない。

受講者を雇用する教育委員会による講習を受講した場合、講習の成績がそのままその教員の評価として利用されることが懸念されるのではないかと懸念される。

講習は、行政機関等と大学との適切な分担があることが望ましく、任命権者である教育行政機関が、責任をもって講習で範を示すことがきわめて重要である。なお、学校図書館司書教諭講習規程が改定され、教育行政機関等も講習開設が可能になったにもかかわらず、全国的にはごく限られた政令市等で開設されたにとどまっており、この轍を踏まないようにすべきである。

講習の講師

(意見)

本来、受講者となるべき現職教員を講習の講師とすることは、現職教員の間に微妙な格差を生じる可能性があるため、慎重な配慮が必要である。

「その他文部科学大臣が適当と認める者」を具体的に例示されたい。

講習の内容

(意見)

「教職についての省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力についての理解」の4ジャンルに分けられている「教育の最新事情に関する事項」は、30時間の講習時間のうち12時間が割り当てられる必修事項とされているが、この4ジャンルに均等に時間配分するのは、「教員のニーズに合った講習」という更新講習の性格からして適切ではないと考える。また、必修の4ジャンルはすべて3時間と画一化するのではなく、それぞれ2時間、4時間、6時間バージョンも用意されるのが望ましい。この時間設定は特に夜間コース(通常1日2時間)には適当と考える。試験時間は各ジャンルの受講時間数に見合う形で設定し、各バージョンの用意の仕方はそれぞれの開設機関に任せればよいと思う。時間配分については今後の検討段階においても明記しない方向で考えていただきたい。

「更新講習に関する各種基準のイメージ」中の「1.教育の最新事情に関する事項」は、更新講習全体のねらいとして「最新の知識技能を修得させる」ことが強調されるようになったことと関連しているが、「使命感や責任感」「子ども観、教育観の省察」といった文言がなくなり、教育の本質や理念について考究する姿勢は後退したという印象がある。「教育の最新事情」や「最新の知識技能」も必要ではあるが、更新制導入の契機の一つは教師に対する保護者や一般国民の不信感を払拭することにもあったことから、教育者としてのエートス面への配慮が必要ではないか。

「教員のニーズに合った講習を受講できるように配慮することが不可欠」とされていると同時に、講習主体・内容については、広範な緩和アイデアが示されており、矛盾するのではないか。

必修（2日間）・選択（3日間）の案が示され、また、各領域の講義内容がイメージされているが、選択領域の場合は、複数の大学あるいは年度をまたがって取得することを可能としているため、講義内容の重複が考えられる。よって、選択領域にも「指導法」「最新の内容」等大きな区分（分類）を示し、その全てを取得すれば修了とする基準が必要ではないか。

部分的な「選択」、実施方法についてはグループ討議等の導入が奨励されているが、それらはいずれも「少人数指導体制」を前提とするものであり、短時間で多数の受講生を対象とする「講習」では限界がある。

大学院の授業（主として夜間の授業及び土日の集中講義等）では更新講習の内容に合致するものが多々あり、あらかじめ登録した大学院授業を更新講習として扱うこととし、大学院の授業を科目等履修生として受け入れ、受講後は更新講習として評価できないか。

共通部分が12時間（5日間の講習を想定した場合、2日間）、教科、校種別の部分が18時間（同3日間）とされているが、同じ学校種の免許を所持する受講者が一カ所で受講する場合は特に問題ないと思われるが、様々な学校種の免許所持者が複数の大学等で受講する場合、教科、校種別講習のどの部分を受講しなければならないのかを前もって定めておかないと混乱が予想される。

例えば教科の部分で、小学校を想定する場合と高校を想定する場合はかなり内容が異なるが、小学校免許の場合には「小学校国語」「小学校算数」のようなメニューを選ぶことを条件としての定め、「高校国語」「高校数学」的メニューでは不可とするのか、ともかく「教科」に関わる講習であれば何でもよいことにするのかでは、開設者の側がメニューを考える上で対応が違ってくるはずである。また、校種別講習についても、中高の免許しかもたない受講者は、小学校を想定する講習では不可とするのかどうかという同様の問題がある。以上のカリキュラムイメージについても、何らかのモデルを提示されたい。

「教育の最新事情に関する事項」「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」については、教科専門は指導の背後にある内容研究ないし理論研究は、時々刻々と変容しており、伝達内容は多岐に渡るため、学校種、教科、教科内分野（地学、物理学、生物学あるいは英文学、英語学等）別に、専門に応じた講師の選定、時間の確保等、具体的に講習プログラムを作成する場合、十分な配慮が必要である。

（2）講習の実施の在り方 講習の実施方法

（意見）

年間にわたって各大学等がどの程度の回数・種類の講習を行うかを一覧にするシステムを検討してもらいたい。地域バランスを考えるためにも、大学以外の機関も実施するのであれば余計に必要なシステムであると考えられる。

教職科目担当者に負荷がかからないよう、教育委員会とのタイアップを積極的に推奨されたい。

講習の質の確保

(意見)

講習実施前の課題意識調査や講習実施後のアンケート調査を行う場合、その確実性を保証し、比較検討を可能にするためや、講習開設時の事務の繁忙さを軽減するためにも、受講者にあらかじめ統一的な調査用紙(文部科学省のホームページからダウンロードできるようにする。)により、受講申請時に「課題意識調査表」を提出させ、講習終了後には「アンケート調査表」を提出させるようにしたいと考えるが、どうか。

「受講者にアンケート等を行い講習の評価をする」ことについては、更新のための試験評価が甘い大学等の評価が高くなることのないよう、文部科学省としても適切な指導をしてもらいたい。

質の確保ためには、アンケート調査の結果を公表して「切磋琢磨」を図るということだけではなく、講習の開設主体が総合的に判断した結果(自己評価の結果)を集めてしかるべき機関で検討し、改善策があればそれを提言するような形で講習の質を高めていくことも必要である。

調査対象者を講習申込者全員ではなく、講習の受講対象者全体の中から無作為に抽出して実施することは認められないか。

(3) 講習を受講すべき期間

(意見)

受講期間の基点が2月に置かれているが、講習実施機関においても、2月を基点に年間の講習実施計画を立てることになるのか、また、課程認定の時期はどのようになるのかについて示されたい。

(4) 複数の免許状を有する者の更新の在り方

(5) 修了認定の在り方

修了認定の基準

(意見)

S・A・B・C・Fで評価することになっているが、評価段階はわずか30時間の講習に対する評価としては非現実的であり、受講者からのクレームが多くなることが予想され、評価利用の立場、評価に関わる作業の両面からも、評価は「合格」「不合格」の二つの基準で十分ではないか。免許更新という手続きにおいては、S～Cを評価する必要はないと考える。

修了認定の方法

3. その他配慮すべき事項

(1) 講習の費用負担の在り方

(2) 必要な配慮(へき地、障害者等)

(意見)

身体に障害をもつ教員の講習は、特別な配慮と準備・設計が必要である。そのための条件整備をする経費については、何らかの財政的援助が必要ではないか。

(3) 教員以外の者の採用についての配慮

(意見)

ペーパーティーチャーについて、教員への道を閉ざしてしまうことのないような「配慮」について慎重に検討し、実現してもらいたい。

「教職科目の履修を考えている学生が履修意欲を失わないよう」「教職課程履修を履修している学生が更新制に対して過度に不安を感じることがないように」とあるが、具体的な措置を是非とも講じてもらいたい。

(4) 講習の講師等に対する適切な措置

(5) 制度の周知

(意見)

「・・・教員がその時々で必要な最低限の知識技能を修得することを目的とし、不適格教員の排除を直接の目的とするものでないという免許更新制の制度の趣旨や、制度の仕組み、実際の運用方法等が、・・・適切に理解される必要がある。」とされているが、受講対象者の立場からは、「教員免許更新制」は義務規則であると理解されるのではないか。受講者の知識技能の修得を第一目的にするのであれば、教育を取り巻く社会環境の激変や、教育科学及び専門科学の著しい発達に鑑み高大連携や、専門家による定期的な学習会、研修会等を教員の負担を考慮しながら、免許更新という時期に行うのではなく、日常的に行うことを今まで以上に奨励することが重要ではないか。

教職員課の説明会において、質問事項についてのQ & Aをホームページ等に掲載し共有化を図ると言われたが、いつ頃掲載されるのか。早急に対応してもらいたい。

(6) 現職研修との整合性の確保

(意見)

国会附帯決議でも指摘されているように、10年研修は屋上屋を重ねることになるので、見直しを検討すべきではないか。むしろ免許更新制が、教員研修のあらたな質的転換の契機になるような配慮が必要ではないか。

更新講習は、10年研修と一体化しながら、「実践能力のステップアップ」という命題のもとに行われることが適当であると思う。その中で、結果として、「最新の知識・技能」が講習内容となることも十分考えられるのではないか。

(教員免許更新制の運用についての質問)

質問の中には、既に説明会等で明示されたものもあるが、整理上あらためて記述することしたい。

受講対象者の把握は、「県教育委員会の学校人事課や教職員課が行う」ものとの理解でよいか。

大学で開設する更新講習の講師は、「講習の受講を免除することが適当である」とされるが、その意味は、講習担当者の年齢、免許取得期日にかかわらず、免除されるということか。例えば、年齢が講習実施年度において満46歳であり、その年度の講習しか担当しない場合でも、満55歳の更新時にも免除されるのか。

免除対象者のガイドラインは具体的にいつ示されるのか。

開設者において、受講者の人数を制限することは可能か。また、受講申込時に、定員等を理由に開設者が申込を拒否できるか。

教育委員会から、講習対象者の受講申込を一括して受けた後、講習の開設を認められた大学等に人数を割り振ることはできるか。

講習の免除対象者について、優秀教員表彰者の要件はいつ頃示されるか。

大学と教育委員会等が共同で更新講習を開設することは可能か。

修了確認期限の延長又は延期を、免許管理者がやむを得ないと認める事由とは具体的には何か。

受講料収入のみで、免許更新講習を運営していくことは非常に困難である。講習の内容によって、受講料の金額を変えることは可能か。

講習の水準については、全国的にある程度画一的にしたものであることが必要であると思われるが、今後、モデル的な講習内容が示されるのか。

放送大学の受講の対象は、離島や山間部などの教員に限定されるのか。

以前、「必修領域」のイメージとして、50人、25人というクラスサイズが参考として示されていたが、大教室での講習も許容されるようになったと理解してよいのか。

受講者名、講習名、評価等の保存期間は何年になるのか。

「必修領域」のイメージの運用イメージにおいて、「1人が～の全事項を担当することも可能」とあることについて、1人が全事項の担当可能とあるのは、すべての研究業績を有している場合のみということか、あるいは、1つの区分でも業績があれば、必修領域12時間分をすべて担当してもよいということか。

今回の更新講習の審査にあたっては、申請様式等を簡略化するとの説明があったが、講師の業績審査は課程認定と同様の内容で行われるのか。

講習の講師として、「認定課程を有する大学の認定課程を担当する教員」とあるが、課程認定を受けた教育課程の担当教員であれば、教職の業績を有さない(学習指導要領等に関する論文等を執筆していない)教科専門の教員であっても選択領域の講師にはなり得るのか。

大学教員が、高等学校などの非常勤講師として授業を担当する場合、講習を受け、教員免許を更新する必要はあるか。

[免許更新講習の試行について]

(意見等)

試行において受講した教員は平成21年4月から実施される更新講習を受講したものとみなす措置を講じてもらいたい。平成21年度の受講対象者は他の受講者より受講期間が短くなっていることも配慮されたい。

対象者(該当年齢)はどうか。(例えば、説明会資料では、平成23年度3月31日において、満35歳、45歳、55歳が該当するとあるが、平成20年度において満33歳、43歳、53歳を対象とするのか、それとも、満35歳、45歳、55歳を対象とするのか。)

(別紙)

中央教育審議会教員養成部会教員免許更新制等に関する意見について(提出)

平成19年10月26日
全国公立短期大学協会

1. 有効期間の更新及び更新講習修了確認の在り方

- (1) 対象者を現職および採用予定者に限定しているが、近年増加している「認定こども園」あるいは認定をとらない「幼保一体型保育施設」で働く幼稚園教諭免許と保育士資格の両方をもつ者については、採用・異動等の事由を問わず、全て対象者とすべきではないか。(p.2)
- (2) 免除対象者が都道府県・政令指定都市の教育委員会から優秀教員表彰を受けた者となっているが、幼稚園教員の場合は、市町村教委に人事権があることから、市町村から表彰を受けた者も免除対象者としてよいのではないか。(p.5)
- (3) 教員免許状を有する大学教員の扱いが不明瞭ではないか。講習の講師をやれば免除されるようだが、講師を担当せずに、教育実習担当や、園・学校で実践研究を行う教員などは、どのように位置づけられるのか。少なくとも、免許状更新講習の受講対象者でない(ペーパーティーチャー等)、免許状更新講習の受講対象者である、免許状更新講習の受講対象者であり、免除対象者である、のどれであるのかを明確にしてほしい。(p.5)

2. 免許状更新講習の在り方

- (1) 講習内容に関する各種基準のイメージ図(p.24)は、小・中・高校の教育をイメージしたものになっている。幼稚園及び認定こども園をイメージしたものを提示してほしい。とくに、例示された授業科目には幼稚園教員養成関連科目がほとんど想定されていないように思われる。(p.24)

3. その他配慮すべき事項

- (1) 修了認定の方法を試験とする場合、各講習の開設者間に、評価(合否)の難易度が異なることは、受講生に対する平等性の観点から具合が悪い。この点に対する配慮をどのように考えるのか、その視点・配慮が不明確ではないか。この点を完全に解消するには、国家試験のような共通試験しかないとも言えるが、受講生が納得できるだけの平等性を確保する基準・しくみの共通性は必要だと考える。(p.21)

(2) 国が講習の費用負担を行うことを原則とすべきではないか。

なぜなら、特に現職者は当初「終身免許」として取得し、その後、更新制に変更したという事情があること、「免許」は、個人的な資格である前に、本来、「一般人には禁止される特殊な業務について、特定の修練を積んだ者にのみ、その禁止行為を免じて許す」という意味で、公共性の高いものであること(よって、「免許」は、国会制定の単独法が必要とされ、免許に基づく行為は国民全体のために行使されるものと捉えられる)を考慮すべきだと考えるからである。(p.21)

(3) 講習担当者への手当等の措置について、勤務時間内であっても一定の謝金等を出せるような配慮が必要であると考え。講習担当者にとっては、勤務時間外に準備を行うことも含め、講習は大きな負担となるため、仮に、勤務時間内で、適切な措置を要しないということであれば、講師の引き受け手は非常に得にくいと考えられるからである。(p.21~22)

4. その他 御意見・要望等

(1) 免許の種類別に、地域ごと(県別・幼稚園の場合、市町村別)に何名の受講者が予想されるか、早く目安を示してほしい。

(2) 全体的に、幼稚園教員、あるいは幼保一体型の保育施設(「認定こども園」等)の職員をあまり意識していないのではないかと感じる。とくに、幼保一体化(一元化)及びそのための保育士資格と幼稚園教員免許の同時取得は、近年、国が進めてきた施策であり、公立短期大学の全幼稚園教員養成課程が、保育士養成も行っている現状を十分考慮した上で、教員免許更新制の運用の在り方を検討していただきたい。少なくとも、幼稚園教員も対象にするならば、厚労省及び文科・厚労両省の「幼保連携推進室」との“すり合わせ”を十分にやっていただきたい。

(3) 開設には様々な負担が強いられるが、公立の開設者についても開設にかかる相当の経費は国が負担して欲しい。

以上

中央教育審議会教員養成部会教員免許更新制等ワーキンググループ
「教員免許更新制の運用についての検討経過(案)」に対する意見

平成19年10月30日
日本私立大学団体連合会

教育職員に専門的職業人としての教育に関わる専門的な知識・技能が求められることは理解できる。しかし、免許状更新講習を形式的な更新のための儀式に終わらせないためには、新たな教育の理念、技術にわたって踏み込んだ具体的なカリキュラムの作成、そして絶えざる更新が求められる。また、その実施にあたっては、周到に組織された実施体制が求められよう。

しかし、今回の検討経過(案)では、以下の諸点において疑義無しとしない。実施までにより合理的かつ実効性をともなう制度設計としていただきたい。

・免許状更新講習の開設者

p.14には講習の開設を認めるものとして、認定課程を有しない大学にまで講習開設を認めるとあるが、実際に講習を行う能力を有するか、どのように判定するかについての具体的な条件の開示を求めたい。

また、営利を目的とする法人が教員の質保証を目的に設けられた新制度を支える主体として、十分な社会的責任を担っているとは言い難い。したがって、NPO法人や営利法人の免許状更新講習の開設は、適当ではない。

・免許状更新講習の修了認定の在り方

更新講習修了者に対する教員としての資質の認定判断については、本来、任命権者である教育委員会の責務であり、大学が教員としての資質判断の責務まで担当する必要はない。したがって、修了認定試験で認定される内容とともに、任命権者である教育委員会と更新講習開設者である大学等の機関との修了認定に関わる責任分担については、明確に示されるべきである。

また、p.25「修了認定基準の運用に当たっての評価基準(案)」では、S・A・B・C・Fの5段階評価が示されているが、この講習は免許状が更新できるか否かを問うものであり、このような段階評価とは相容れないように思われる。

・開放制教員養成維持の観点

教育学部等の教育職員専門養成機関を持たない私立大学も、各学科が課程認定を受けて多くの教育職員を輩出してきている。私立大学の初等中等教育に関わる開放制教員養成の重要性を十二分に考慮の上、運用を心掛けていただきたい。

・経費負担

大学等講習開設者の経費負担について、また受講者の経費負担について、平等制の確保とともに、過重な負担とならないよう十分な補助策を検討していただきたい。

以 上

「教員免許更新制の運用についての検討経過（案）」に関する質問・要望

平成19年10月30日

日本私立短期大学協会

はじめに

中央教育審議会・初等中等教育分科会の第51回教員養成部会において示された『教員免許更新制の運用についての検討経過（案）』（以下、〔提案資料〕と称する）に関して、不明な点ならびに確認を求めたい事項に関する質問及び要望を、以下のようにまとめましたので、今後の検討内容に反映していただきますようお願い申し上げます。

1. 免許状更新講習の受講対象者について

①「受講対象者」の欄に「現職の教員（教育職員）」も掲載されることが望まれます

〔提案資料〕1.（1）①では「文科省令で定める教育の職」と「文科省令で定める者」については明記しているものの、受講対象者の中核である「現職の教員（教育職員）」は掲載されていません。法第九条の三に明示されているため、公表資料においては掲載されずに省略されているのかとも考えられますが、誤解を避けるためにも「受講対象者」の欄に「現職の教員（教育職員）」も掲載されることが望まれます。

あわせて、制度の内容全般について、法律の条文を含めたものとしてまとめていただきたくお願いいたします。

②受講対象者を「教員免許」の保有者に限定することが適当であると考えます

「更新講習」は「教員免許の更新に要する講習」という性格を明確にして、教員としての基本的学びを修了していること（即ち、「教員免許」を保有していること）を前提とした講習が保障される為には、受講対象者を「教員免許」の保有者に限定することが適当ではないでしょうか。

もちろん、〔提案資料〕1.（1）に挙げられた方たちの内、教員免許を持たない方たちにも学びの機会を保障し、教員たちと連携して幼児・児童・生徒の指導に携ることは大変望ましいことであると考えます。しかしながら、教員としての基本的学びをしている者とそうでない者とを一律に受講対象者とし、試験・評価することは適当とは思われません。更に付け加えれば、「受講対象者」に含まれる「実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員等」で教育職員免許状を有しない者は、免許取得に伴う教員としての基本的な学びをしていない可能性が高いと考えられます。（例えば、高校の実習助手を高校卒業後に務めているケースもあります。）こうした実情を踏まえると、講習の質の確保は危うくならないだろうかと危惧されます。

したがって、「更新講習」はあくまで「教員免許の更新に要する講習」という性格を明確にし、その上で、教員免許を持たない方たちが、教員たちとよりよく連携して幼児・児童・生徒のよりよい指導に携ることができるように学習の機会を別に工夫して提供することを期待します。

③教員以外の者の受講できる条件を明記する必要があると考えます

〔提案資料〕では、教員以外の者が受講することができる時期が明示されていないため、本人の希望で任意の時期に受講できるようにも受け取れますが、仮にそうであるとすれば、それは適当ではないと考えます。教員は概ね10年の経験を踏まえての受講であり、講習内容もそれを踏まえたものとなるが、一方で、免許取得に伴う教員としての基本的な学びがなく、しかも経験年数が数年の者も対象となると、講習内容にも影響を及ぼすことになるかと想定されるからです。先に述べたように、教員免許を保有していない方はこの講習の受講対象としないことがより適当と思われるかもしれませんが、仮に教員免許を保有していない方も受講対象とするのであれば、ある一定の経験年数（例えば、教員に準じて10年程度）を受講の条件とすることが適当であると考えられます。

④教員採用予定者に準ずる者について

④-1. 公立・国立大学法人立・学校法人立以外の学校に教員として雇用される蓋然性のある者も含める必要があると考えます

受講対象者については、教員採用内定者に準ずる者も含まれるものとされており、〔提案資料〕1.(1).(b)では「文部科学省令で定める者」として、「公立、国立大学法人立、学校法人立の学校に教員として任用、雇用される蓋然性のある者」が示されていますが、幼稚園の場合、個人立や宗教法人立などその他の設置者によるものもあるので、これらについても含めることが適当であると考えます。

④-2. 復職を希望する者に対する配慮を望みます

〔提案資料〕では、「過去に教員として勤務した経験のある者で復職を希望する者については、リストの登録を条件としてなくても、過去に在職していた旨の証明書の提出をもって受講を可能とすることも考えられる」とあります。幼稚園教諭の場合、免許取得後10年間の間に、結婚や子育てなどの理由からいったん幼稚園を退職し、その後復職を希望する者が数多くいるものと考えられますので、こうした者に不利にならないような取り組みを希望します。

④-3. 教員免許状を有している教員以外の者（いわゆるペーパーティーチャー）に対しても、受講を可能とするべきではないでしょうか

教員免許状を有している教員以外の者（いわゆるペーパーティーチャー）に対する配慮については、〔提案資料〕の3.(3)で取りあげられていますが、むしろ、希望すれば誰でも免許状更新講習を受講できるようにするべきであると考えます。このようにして教員免許状を有している者を増やしておかなければ、急な人事などがあつた場合（例えば、疾病や負傷による急な退職に伴う臨時採用）、必要な人材を得ることが難しくなると考えられるからです。

実際に、私立幼稚園の場合、11月の入園応募状況を見てから翌年度の採用人数を決め、さらに欠員が生じた場合の採用試験等については明年までずれ込むこともあります。このような実情を鑑みると、事前に幼稚園から任用見込み証明を得たうえで更新講習を

受講することは極めて困難であると想定されます。

また、保育所に勤務する保育士のなかには幼稚園教諭免許状を有している者も多数ありますが、〔提案資料〕のなかで受講対象者となるのは1.(1).(c)にあるとおり、「幼稚園と保育所の両者を設置する者が、保育所の保育士として雇用している者を、幼稚園教諭として異動させることを予定している場合」となっていることから、保育所だけの設置者に雇用されている者は、受講対象者外であると読むことができます。しかしながら、実際にはもともと教員志望であっても、卒業時の採用がなかったために保育所に勤務している者もあり、こうした者のなかには保育所から幼稚園への転職を希望する者も多く、この点に関してもふまえながら、受講対象者の検討をする必要があると考えます。

このような事情を踏まえた上での対応から、受講対象者が膨大になる可能性も承知していますが、とりわけ、幼稚園教諭の取得を志望する学生の多くは、保育士資格の取得とそれらを活かした幅広い進路選択を視野に入学することを鑑みると、何らかの工夫を講じる必要があると考えます。

⑤「受講対象者」であることの確認において、誤りの起こり難い証明書の様式の作成を要望します

〔提案資料〕においては、「受講対象者であることの確認」を、講習開設者が受講申し込み時（注：「受講申し込みの受付時」ではないか）に行うことがうたわれているが、これは講習開設者にとって大層気を遣う負担・責任の重い役割となります。「受講対象者であることの証明書」については、国が統一的な様式を示す必要がある」と補足提言されているように、講習開設者にとっても、その証明書の確認・チェックで不足の無いような証明書の様式にしておいて頂くようお願いいたします。

2. 免許状更新講習の免除対象者について

①「主幹教諭、指導教諭」を含めないことが適当であると考えます

〔提案資料〕によれば、「主幹教諭、指導教諭」も更新講習の免除対象者に含まれていますが、これらの方たちも年数を経れば、本更新制の目的である「その時々で教員として必要な資質能力の保持」という点で、同じ課題をもつ者として見なされます。したがって、これらの方たちも免許更新の為には受講を要することとしておくことが適当と考えます。

特に、教員を指導する立場にある者は、むしろ「教員として求められる十分な知識技能を有している」だけでは不十分であり、それ以上でなければならないことをふまえると、講習の免除対象者とするのは適当ではないと考えます。

②「講習の講師となっている者」以外についてはどうすればよいでしょうか

〔提案資料〕によれば、更新講習の講師も、免除対象者となっていますが、大学・短期大学などで教職科目等を教育している者の全員が、毎年必ず講師になるわけではないことから、結果として、教員免許の有効期間の満了によって免許状が失効する場合も想定されます。このような状況をふまえると、大学・短期大学の教員についてはどのように対応すればよいのでしょうか。大学・短期大学の教員のうち、免除職でなくなった者

の取り扱いを明記するなど、ご検討の程お願いいたします。

3. 有効期間の延長及び終了確認期限の延期について

①再度の延期の可能性についての検討が望まれます

「修了確認期限の延期」については、産休・育休が続く場合など、様々な事態の組み合わせ等想定されるため、再度の延期（再延期，再々延期，再々再延期）が認められるかどうかについての検討が望まれます。

4. 講習の開設者について

①短期大学の開設する講習に受講対象者の範囲はあるのでしょうか

更新講習を開設することのできる者として大学が掲げられており、短期大学もこの中に含まれるものと理解しますが、その上で、短期大学が開設する場合の講習の受講対象者の範囲は、短期大学で養成している2種免許状を有する者だけに限られるのか、あるいは、1種ないし専修免許状を有する者も含まれるのでしょうか。ご検討をお願いいたします。

また、幼稚園から高等学校までのあらゆる学校種の教諭を対象として講習ができる短期大学であるならば、対象者を限定することなく広く希望を募って実施できるでしょうが、それは難しいので、幼稚園教諭と小学校教諭に限定して開設したい。そのような条件をつけて実施したい短期大学があれば、認められるのでしょうか。

②教員養成課程を廃止した短期大学はどのように対応すればよいのでしょうか

短期大学のなかには改組転換などにより、教員養成課程を廃止しているところもあり、自校の卒業生の更新講習ができない学校もあります。一方、課程認定をもたない大学でも更新講習の実施ができるとなっていますが、前記のように廃止した学校は、そのために更新講習を開設しなければならないのでしょうか。規模・教員配置などの関係から実施が困難な場合も想定されますが、このような短期大学はどのように対応すればよいのでしょうか。ご検討の程お願いいたします。

5. 講習の講師について

①講師の申請にあたってはどのようなことが必要とされるのでしょうか

講習を担当する講師について、申請の時には審査があるのでしょうか。その際、当該大学における課程認定の時の書類等を必要とするのでしょうか。また、講師の常勤・非常勤の区別が必要となるのでしょうか。具体的な手続きに関するご検討をお願いいたします。

②講師の資格認定は具体的にどのように行われるのでしょうか

〔提案資料〕においては「担当する講習に係る十分な知識技能を有している者」、すなわち教職課程を担当しない者も講習の講師として認められるとありますが、その場合、誰が、どのように個々の教員を講習にふさわしい人物として認定するのでしょうか。

また、講習の講師については、「かなり幅広い者の参画を認め」ていますので、「講習

の事前事後の評価の適切な実施により、講習の質の確保」を図るとしてはありますが、事前事後の評価で講習の質の確保が十分にはかられるのがどうか疑問のところがああります。「講習の事後評価のための評価項目については、国が統一的に様式を定める」とありますので、その様式の発表が待たれます。

6. 講習の内容について

①経験年数別の講習の開講は可能でしょうか。

免許更新講習においては、免許取得から10年、20年、30年といった教職経験の異なる者が講習の受講者となります。しかしながら、教員の経験年数によって、教員の抱えている課題も異なり、また周囲から期待されていることもさまざまであると考えます。こうした点を考えると年代別の講習も考えられるかと思いますが、こうしたことは認められるのでしょうか。

②講習内容の一部のみの開設を認め、その方法を明示していただきたい

〔提案資料〕においては、講習30時間の内訳として「①教育の最新事情に関する事項」については12時間、「②教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」については18時間となっていますが、講習を開設する機関ではそれぞれの学校などの規模や実情に応じた講習の柔軟な開設を可能にするために、これらを更に分割してその一部のみでも開設が認められる旨、明示していただきたく願います。(ちなみに、本年8月に開催された説明会においては、講習内容の一部のみの開設もありうるとの説明がありました。)

併せて、このような分割が可能であるならば、分割の程度(時間数、内容)についても示していただきたく願います。

また、分割が可能であるならば、その時間の講習の受講がすすんでいる証明書が必要となると思われるので、その作成もしていただきたい。

③幼稚園教諭を対象とした場合の内容について、次のように提言します。

更新講習の受講生は、基本的に現場で10年以上の経験を積んでいることをふまえ、幼稚園教諭を対象とする場合、実技的な内容のものは、あまり必要ないと思います。むしろ、教員の資質を高めるということであれば、以下のようなものが含まれるのではないかと考えます。

- ・ 研究法にかかわること：事例を踏まえた実践研究、保育研究法、資料の集め方とまとめかた、論文の書き方等。
- ・ 最近の社会状況と子どもの問題や保育界の状況：少子化、保育時間の延長と子どもの問題、家族関係等
- ・ 運営にかかわること：園の経営、クラスの経営
- ・ 連携にかかわること：家庭と園の連携、教師と保護者の連携
- ・ 様々な配慮を要する子どもとのかかわり方：外国籍の子どもとのかかわり方等
- ・ 改めて、園の役割、課程の役割を考える

・近年、養成課程に加えられた科目：(例) 教育相談、情報処理、教師論 等

④講習の実施にあたっては、更に実践現場の声に耳を傾ける必要があると考えます

免許更新の問題はどの学校レベルでも、公立の学校が主になっていますが、幼稚園の場合は私立が多いので、いま以上に、反対意見を含む私立幼稚園の考えなどにも十分に考慮して検討する必要があると考えます。

また、講習の質の確保に当たって、事前の調査を求めています。これ自体はよいことであると考えますが、時間的に難しい運営上の問題が出てくるのではないかと心配するところです。

7. 修了認定の在り方について

①修了認定の方法と評価について

修了認定に伴う試験については、二つ以上の試験（例えば筆記試験と実技試験の両方）を受講生に課することが可能であるように思われますが、こうした理解でよいのでしょうか。ご検討の程よろしく願いいたします。

以上

2007年11月6日

「教員免許更新制に関する意見交換会」担当者各位

更新講習に関する要望書

関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会 教員免許更新制部会
部会世話人 松丸修三（高千穂大学）
関口昌秀（神奈川大学）

私たち関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会教員免許更新制部会は、更新講習に関して、以下の点を要望いたします。
よろしくご検討下さい。

1. 更新講習の「必修」部分の開設に必要な専任教員数について

「必修」部分の講習の開設については、必要な専任教員数を1名にとどめていただきたい。

4事項（「教職についての省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力についての理解」、資料6「教員免許更新制の運用についての検討経過（案）」16ページ）の1つを専任教員が担当するとした場合、他の3事項については、各分野の専門家が非常勤講師身分で担当できるようにしていただきたい。

4事項それぞれについて、別々の専任教員を当てなければならないとなると、多くの私立大学で「必修」部分の講習が開設できなくなります。

2. 講師となれる者の資格について

更新講習の講師の資格については、専門分野の論文業績がなくても、現場で活躍している適切な人材（例えば、学校経営に関する事項の場合であれば、企業経

営者等)であれば、講師となれるようにしていただきたい。

3. 「選択」部分の講習の講師について

課程認定を受けている免許教科の学科に所属する専任教員であれば、免許教科の授業科目(「教科に関する科目」)を担当していない場合でも、「選択」部分の1日(6時間)分の講習の中心的担当者(主たる担当責任者=コーディネーター)となれるようにしていただきたい。

4. 大学における教職課程担当専任教員で教員免許状を有している者の更新講習の受講免除について

大学の専任教員 とくに小中高の現場から大学の専任教員となった者 が、再び小中高の教員として復帰するような場合は、更新講習の受講を免除していただきたい。

とくに、更新講習を担当する者については、校長などと同様、現場に復帰していなくても、更新講習を全面免除としていただきたい。

5. 大学院の授業科目の単位修得による更新講習の受講免除について

教員が大学院で2単位以上の科目を修得(単位取得)した場合、外国の大学院における学位も含めて、更新講習の「選択」部分の講習を免除していただきたい。

とくに、教育学研究科で、教職に関する科目に相当する科目を修得(単位取得)した場合、その内容に応じて、「必修」部分の免除も考慮していただきたい。

以上

平成 19 年 10 月 16 日

中央教育審議会
初等中等教育分科会教員養成部会
部会長 梶 田 叡 一 様

日本教育社会学会会長

耳塚寛明



教員免許更新制の運用についての検討に関する要望

貴審議会教員養成部会・教員免許更新制等ワーキンググループにおいて、教員免許更新制の運用について、精力的に審議を進められていることに敬意を表します。先日、貴グループにおいてまとめられました「教員免許更新制の運用についての検討経過(案)」(以下、「検討経過(案)」)を拝見し、教育を実証的に研究・考察してきた当学会の会長として、下記の点を要望いたします。今後の審議の中でご検討くださるよう、お願いいたします。

記

1 講習内容に教育調査法関連の細目を設置していただきたい。

これまでの学校においては、量的データの裏付けや検証を経ない経験主義や、まちがった量的データの使い方による議論が、残念ながらしばしばみられる状況にあります。

変化の大きな社会からの期待に応え、わかりにくくなった幼児・児童・生徒の現状を把握し、教員が自らの実践のあり方を改善していくためには、教員が、自らの教室における実践や学校での取り組みに関して実証的な手法で量的に調査し、改善に役立てていくことが、これからの学校教育では求められています。

同時に、学校評価やそれをもとにした学校経営の改善のレベルでも、個々の学校自らによる調査の実施・分析が必要になってきています。学校と家庭・地域との連携作りの面でも、正確で信頼できる量的データを、学校が自らの手で作り、学校外に発信していくことが、きわめて重要だといえます。

また、統計的に作成されたデータの性質や含意を適切に読みとるスキルは、ゆがんだ情報や議論に振りまわされず指導方法の改善や学校の改善を進めていくために、不可欠なものといえます。

以上のことから、そうした内容の講習が、大学等の機関で適切に開設されるよう、講習内容に関して、教育調査法関連の細目を設置していただきたく存じます。

2 教育調査法関連の細目の位置づけについて

1) 「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」加える案

上記の要望1で示した教育調査法関連の講習は、内容的には、「検討経過(案)」の別紙「講習内容に関する各種基準のイメージ」において、「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」の中に含まれるべきと考えます。特段のご配慮で同事項中に新たに細目を立てていただくか、あるいは、留意事項に「実証的な調査の方法」を付け加え、備考に「統計学」「教育調査法」「社会調査法」「教育社会学」等を付加して下さることをお願いいたします。

2) 「教育の最新事情に関する事項」に加える案

あるいは、「教育の最新事情に関する事項」に、新たな細目として付け加えていただく案も考えられます。その場合には、すでに8つある細目数がさらに増加するため、「教育の最新事情に関する事項」を12時間ではなく、14時間に設定していただくことを要望いたします。

3 「教育の最新事情に関する事項」の備考欄の例示について

「講習内容に関する各種基準のイメージ」の備考欄における科目名称の例示は、各大学で講座を開設していくうえで、重要な指針となります。それについて、次の2つの追加をご検討いただきたく存じます。どちらも、現行案では実践的な科目のみが示されているのに対して、近年の学術研究の成果を踏まえて、子どもや家族・地域の急激な変化を理論的・実証的に把握し直すための科目を追加していただきたいという要望です。

1) 「②子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導の在り方」について

要望：「子ども論」及び「教育社会学」を追加

要望理由：現代社会の大きな変動の中で、子どもの生活や意識は大きく変化しています。現状の案では指導関連の科目が並んでいますが、そうした実践的な視点と並んで、子どもの変化を理解するためには、子どもの生活の変化について社会科学的な視点から理論的・実証的に深めることも重要であると思われます。「子ども論」及び「教育社会学」を、そうした科目として例示していただきたく存じます。

2) 「④各種課題に対する組織的対応の在り方」について

要望：「家族論」「地域社会論」及び「教育社会学」を追加

要望理由：現代社会の大きな変動の中で、家族や地域社会は、10年前、20年前のイメージではとらえきれなくなっています。子どもの生活や意識は大きく変化しています。保護者・地域社会との連携を進めるためには、現状の案にある指導関連の科目だけでなく、家族や地域の変貌を考察・分析する講座もまた重要であると思われます。「家族論」「地域社会論」及び「教育社会学」をそうした科目として例示していただきたく存じます。

以上